

堺市公報 第406号	令和8年3月27日発行
<b>堺市公報</b>	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<b>&lt;規則&gt;</b>	
○堺市契約規則の一部を改正する規則 【財政局契約部契約課】	5
○堺市自動交付機の設置等に関する規則及び堺市民間端末機による証明書等の交付 に関する規則の一部を改正する規則 【市民人権局市民生活部戸籍住民課】	5
○堺市児童福祉法施行細則及び堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 するための法律施行細則の一部を改正する規則 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	6
○堺市地方独立行政法人堺市立病院機構の業務運営等に関する規則の一部を改正す る規則 【健康福祉局健康部健康医療政策課】	9
○堺市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則 【建築都市局住宅部住宅施策推進課】	10
○堺市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則 【消防局総務部総務課】	11
<b>&lt;告示&gt;</b>	
○災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の指定について 【危機管理室防災課】	12
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の指定 について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	12
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の廃止 について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	13

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の休止について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	14
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の名称変更について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	15
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の所在地変更について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	15
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の廃止について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	16
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の休止について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	17
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の名称変更について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	18
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の所在地変更について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	19
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の指定について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	20
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の施術者名の変更について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	21

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項に基づき指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について	
【健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所】	22
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項に基づき指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新について	
【健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所】	22
○身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定について	
【健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所】	23
○地方自治法に基づく収納事務の委託について	
【建設局公園緑地部泉ヶ丘公園事務所】	25
<b>&lt;公告&gt;</b>	
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等の決定について	
【ICTイノベーション推進室】	26
○堺市立初芝体育館等の開館（場）時間、使用時間、休館（場）日及び利用料金について	
【文化観光局スポーツ部スポーツ施設課】	27
○堺市立美原体育館等の休館（休場・休所）日及び開館（開場・開所）時間について	
【文化観光局スポーツ部スポーツ施設課】	33
○堺市家原大池体育館等の開館（場）時間、使用時間、休館（場）日及び利用料金について	
【文化観光局スポーツ部スポーツ施設課】	34
○堺市原池公園等の開館（場）時間、使用時間、休館（場）日及び利用料金について	
【文化観光局スポーツ部スポーツ施設課】	40
○堺市立美原総合スポーツセンターの開場時間、休場日及び利用料金について	
【文化観光局スポーツ部スポーツ施設課】	47
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について	
【産業振興局産業戦略部地域産業課】	52
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について	
【産業振興局産業戦略部地域産業課】	53
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について	
【産業振興局産業戦略部地域産業課】	54
○堺市立農業公園「加工体験施設」グルメ体験教室の利用料金について	
【産業振興局農政部農水産課】	55

○堺市立農業公園の入園料及び施設利用料金について	
【産業振興局農政部農水産課】	56
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	58
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	59
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	59
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	60
○堺市大仙公園日本庭園の利用料金並びに開園時間及び休園日について	
【建設局公園緑地部大仙公園事務所】	60
○南部大阪都市計画公園事業の事業計画変更認可に係る公告及び図書の写しの縦覧について	
【建設局公園緑地部公園緑地整備課】	62
<b>&lt;上下水道局管理規程&gt;</b>	
○堺市上下水道局公印規程の一部を改正する規程	
【上下水道局総務部総務課】	63
○堺市上下水道局行政手続施行規程	
【上下水道局総務部総務課】	63
<b>&lt;教育委員会規則&gt;</b>	
○堺市立学校職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則	
【教育委員会事務局教職員人事部教職員企画課】	64
○堺市教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則	
【教育委員会事務局教職員人事部教職員人事課】	65
○堺市奨学金に関する規則の一部を改正する規則	
【教育委員会事務局学校管理部学務課】	65
○堺市学校給食管理運営規則の一部を改正する規則	
【教育委員会事務局学校管理部学校給食課】	69
<b>&lt;選挙管理委員会規程&gt;</b>	
○堺市選挙関係事務執行規程の一部を改正する規程	
【選挙管理委員会事務局】	69

**規 則**

堺市契約規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月27日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第9号

堺市契約規則の一部を改正する規則

堺市契約規則（昭和50年規則第27号）の一部を次のように改正する。

第14条の2第1号中「締結し、その保険証書を提出した」を「締結した」に改める。

第30条の2第1号中「締結し、その証書を提出した」を「締結した」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。



堺市自動交付機の設置等に関する規則及び堺市民間端末機による証明書等の交付に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月27日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第10号

堺市自動交付機の設置等に関する規則及び堺市民間端末機による  
証明書等の交付に関する規則の一部を改正する規則

（堺市自動交付機の設置等に関する規則の一部改正）

第1条 堺市自動交付機の設置等に関する規則（平成19年規則第117号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

（堺市民間端末機による証明書等の交付に関する規則の一部改正）

第2条 堺市民間端末機による証明書等の交付に関する規則（平成29年規則第88号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3

号口」に改める。

附 則

この規則は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日（その日がこの規則の公布の日前である場合にあつては、この規則の公布の日）から施行する。



堺市児童福祉法施行細則及び堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月27日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第11号

堺市児童福祉法施行細則及び堺市障害者の日常生活及び社会生活を  
総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

（堺市児童福祉法施行細則の一部改正）

第1条 堺市児童福祉法施行細則（平成8年規則第37号）の一部を次のように改正する。

第16条の見出し中「の指定」を「の廃止等の届出」に改め、同条中第1項から第4項までを削り、第5項を第1項とし、第6項を第2項とする。

第16条の4の3中「第16条（第6項を除く。）」を「第16条第1項」に改め、「申請書及び」を削り、「申請書等」を「届出書」に改める。

様式目次中

「

26	指定障害児通所支援事業者・指定障害児入所施設指定申請書	16	1	
26の2	指定障害児相談支援事業者指定申請書	16	1	
26の3	指定障害児通所支援事業者・指定障害児入所施設・指定障害児相談支援事業者更新申請書	16	2	
26の4	指定障害児通所支援事業者・指定障害児入所施設変更申請書	16	3	
27	指定障害児通所支援事業者・指定障害児入所施設変更届出書	16	4	
27の2	指定障害児相談支援事業者変更届出書	16	4	
27の3	指定障害児通所支援事業者・指定障害児相談支援事業者廃止・休止・再開届出書	16	5	
27の4	指定辞退届出書	16	6	

を

」

「

26	削除			
27	削除			
27の2	削除			
27の3	指定障害児通所支援事業者・指定障害児相談支援事業者廃止・休止・再開届出書	16	1	
27の4	指定辞退届出書	16	2	

に

」

改める。

様式第26号を次のように改める。

様式第26号 削除

様式第26号の2から様式第26号の4までを削る。

様式第27号を次のように改める。

様式第27号 削除

様式第27号の2を次のように改める。

様式第27号の2 削除

様式第27号の10中「運 営 規 定」を「運 営 規 程」に改める。

(堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

第2条 堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平

成18年規則第108号)の一部を次のように改正する。

目次中「-第18条の5」を「・第18条の2」に改める。

第18条及び第18条の2を削る。

第18条の3第2項を削り、同条第3項中「様式第21号の4」を「様式第21号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「様式第21号の5」を「様式第21号の2」に改め、同項を同条第3項とし、第2章第4節中同条を第18条とする。

第18条の4を削る。

第18条の5中「第18条から前条まで」を「前条」に改め、「申請書及び」を削り、「申請書等」を「届出書」に改め、同条を第18条の2とする。

様式目次中

「

21	指定障害福祉サービス事業者・指定障害者支援施設・指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者指定申請書	18	
21の2	指定障害福祉サービス事業者・指定障害者支援施設変更申請書	18 の2	
21の3	指定障害福祉サービス事業者・指定障害者支援施設・指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者変更届出書	18 の3	2
21の4	指定障害福祉サービス事業者・指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者(廃止・休止・再開)届出書	18 の3	3
21の5	指定障害者支援施設指定辞退届出書	18 の3	4
21の6	指定障害福祉サービス事業者・指定障害者支援施設・指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者指定更新申請書	18 の4	

を

「

21	指定障害福祉サービス事業者・指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者(廃止・休止・再開)届出書	18	2
21の2	指定障害者支援施設指定辞退届出書	18	3

に

改める。

様式第21号から様式第21号の3までを削る。

様式第21号の4中「第18条の3関係」を「第18条関係」に改め、同様式を様式第21号とする。

様式第21号の5中「第18条の3関係」を「第18条関係」に改め、同様式を様式第21号の2とする。

様式第21号の6を削る。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の各規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、適宜修正の上、この規則による改正後の各規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

堺市地方独立行政法人堺市立病院機構の業務運営等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月27日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第12号

堺市地方独立行政法人堺市立病院機構の業務運営等に関する規則の一部を改正する規則

堺市地方独立行政法人堺市立病院機構の業務運営等に関する規則（平成24年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第15条、第16条第1項、第17条、第18条及び第19条」を「第15条第1項及び第16条から第18条まで」に改める。

第14条を削る。

第15条第1項中「市長に提出し」を削り、「までに」の次に「市長に提出し」を加え、同条を第14条とする。

第16条第1項中「当該期間最後の事業年度の次の事業年度の6月30日までに、」を「前条第1項の承認後速やかに」に改め、同条第2項中「の7月10日」を「内において

市長が定める日」に改め、同条を第15条とする。

第17条を第16条とし、第18条から第21条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



堺市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月27日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第13号

堺市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の  
一部を改正する規則

堺市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成29年規則第14号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

堺市マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則

第1条中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行令」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改める。

第2条第1項中「第49条第1項第3号」を「第76条の25第1項第3号」に改め、同項第1号中「第102条第2項」を「第163条の56第2項」に改め、同条第2項中「第49条第2項第3号」を「第76条の25第2項第3号」に改め、同項第1号中「第102条第2項第2号」を「第163条の56第2項第2号」に改め、同号イ中「除却の必要性に係る認定に関する基準等を定める告示」を「除却等の必要性に係る認定に関する基準等を定める告示」に、「除却認定基準」を「除却等認定基準」に改め、同号エ中「除却認定基準」を「除却等認定基準」に改め、同項第2号中「第102条第2項第3号」を「第163条の56第2項第3号」に改め、同号イ中「除却認定基準」を「除却等認定基準」に改め、同項第3号中「第102条第2項第4号」を「第163条の56第2項第4号」に改め、同号イ中「除却認定基準」を「除却等認定基準」に改め、同項第4号中「第

102条第2項第5号」を「第163条の56第2項第5号」に改め、同号イ及びエ中「除却認定基準」を「除却等認定基準」に改める。

第3条の見出し中「第105条第1項」を「第163条の59第1項」に改め、同条第1項中「第52条第1項」を「第76条の30第1項」に改め、同項第2号中「第50条」を「第76条の28」に改め、同条第2項中「第52条第1項」を「第76条の30第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。



堺市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月27日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第14号

堺市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

堺市消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成20年規則第121号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削り、「救急業務従事者」を「救急業務協力者」に、

「

ふりがな 氏 名
年 月 日生 男・女
階級（消防団員のみ）

」を「

ふりがな 氏 名
年 月 日生
階級（消防団員のみ）

」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

告 示

堺市告示第73号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項の規定に基づき、次の施設を指定緊急避難場所として指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年3月27日

堺市長 永 藤 英 機

1 指定緊急避難場所

施設の名称	所在地	異常な現象の種類
市営北清水住宅	堺市堺区北清水町2丁3-1	津波

堺市告示第74号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和8年3月27日

堺市長 永 藤 英 機

1 歯科

名称	所在地	指定年月日
----	-----	-------

医療法人幸夢会 なかも ずますだ歯科矯正歯科	堺市北区中百舌鳥町5-764-2 中 百舌鳥ビル1階	令和8年2月1日
しまぐち歯科クリニック	堺市堺区向陵西町2-1-37 レジ デンス今井2号館1階	令和8年1月1日

2 訪問看護

名称	所在地	指定年月日
バジル訪問看護ステーション	堺市北区金岡町2270-4 AKマン ション103号室	令和8年2月1日
訪問看護ステーションこうせん	堺市西区菱木1-2336-19-2階	令和8年2月1日
訪問看護ステーション縁	堺市西区浜寺石津町東2-2-17 コートロジックパートII106号	令和8年2月1日

堺市告示第75号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和8年3月27日

堺市長 永藤英機

1 診療所

名称	所在地	廃止年月日
大村内科	堺市北区東浅香山町1-119	令和7年12月15日
神原医院	堺市堺区石津町3-2-7	令和7年12月31日

医療法人綾花会 尾花医院	堺市堺区錦綾町3-4-10	令和7年12月31日
かげやま医院	堺市堺区大浜北町2-3-7	令和7年12月20日

2 歯科

名称	所在地	廃止年月日
川上歯科医院	堺市北区宮本町4-3 奥野ビル2F	令和7年11月29日
しまぐち歯科クリニック	堺市堺区向陵西町2-1-37	令和7年12月31日

3 薬局

名称	所在地	廃止年月日
コクミン薬局高島屋堺店	堺市堺区三国ヶ丘御幸通59 高島屋堺店地下1階	令和8年1月11日

堺市告示第76号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の休止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和8年3月27日

堺市長 永藤英機

1 診療所

名称	所在地	休止年月日
あまさきクリニック	堺市東区日置荘西町2-35-8	令和8年1月1日

堺市告示第77号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和8年3月27日

堺市長 永藤英機

1 診療所

変更前の名称	変更後の名称	所在地	変更年月日
医療法人 津田胃腸科医院	医療法人 にしだクリニック	堺市中区陶器北1700-1	令和8年1月1日

堺市告示第78号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和8年3月27日

堺市長 永藤英機

1 訪問看護

名称	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
ここわ訪問看護ステーション	堺市東区白鷺町3-2-14	堺市東区野尻町324 エスポワールイワタ2-301号	令和8年1月1日

堺市告示第79号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和8年3月27日

堺市長 永藤英機

事業の種類	事業所名称	所在地	廃止年月日
居宅療養管理指導	大村内科	堺市北区東浅香山町1-119	令和7年12月15日
訪問リハビリテーション	大村内科	堺市北区東浅香山町1-119	令和7年12月15日
訪問看護	大村内科	堺市北区東浅香山町1-119	令和7年12月15日
居宅療養管理指導	かげやま医院	堺市堺区大浜北町2-3-7	令和7年12月31日
訪問リハビリテーション	かげやま医院	堺市堺区大浜北町2-3-7	令和7年12月31日

訪問看護	かげやま医院	堺市堺区大浜北町2-3-7	令和7年12月31日
居宅療養管理指導	川上歯科医院	堺市北区宮本町4-3 奥野ビル2F	令和7年11月29日
介護予防居宅療養管理指導	コクミン薬局高島屋堺店	堺市堺区三国ヶ丘御幸通59 高島屋堺店地下1階	令和8年1月11日
居宅療養管理指導	コクミン薬局高島屋堺店	堺市堺区三国ヶ丘御幸通59 高島屋堺店地下1階	令和8年1月11日
訪問介護	エールジャパン	堺市堺区北三国ヶ丘町1-1-37	令和8年1月31日
訪問介護	まごの手訪問介護事業所	堺市美原区今井448-1	令和8年1月31日
訪問介護	株式会社エルダーエイド	堺市堺区石津北町93-1	令和7年12月31日
訪問介護	介護支援センターみやこ堺	堺市堺区大浜北町3-11-18	令和8年1月31日
居宅介護支援	介護支援センターみやこ堺	堺市堺区大浜北町3-11-18	令和8年1月31日
訪問介護	ケアセンターフィット・堺	堺市東区日置荘原寺町96-6 萩天プラザ302	令和8年1月31日

堺市告示第80号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の休止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和8年3月27日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	事業所名称	所在地	休止年月日
居宅療養管理指導	あまさきクリニック	堺市東区日置荘西町2-35-8	令和8年1月11日
訪問リハビリテーション	あまさきクリニック	堺市東区日置荘西町2-35-8	令和8年1月11日
訪問看護	あまさきクリニック	堺市東区日置荘西町2-35-8	令和8年1月11日

堺市告示第81号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和8年3月27日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	変更前の名称	変更後の名称	所在地	変更年月日
居宅療養管理指導	医療法人 津田胃腸科医院	医療法人 にしだクリニック	堺市中区陶器北1-700-1	令和8年1月1日
訪問リハビリテーション	医療法人 津田胃腸科医院	医療法人 にしだクリニック	堺市中区陶器北1-700-1	令和8年1月1日
訪問看護	医療法人 津田胃腸科医院	医療法人 にしだクリニック	堺市中区陶器北1-700-1	令和8年1月1日

堺市告示第82号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和8年3月27日

堺市長 永藤英機

事業の種類	名称	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
介護予防訪問看護	ここわ訪問看護ステーション	堺市東区白鷺町3-2-14	堺市東区野尻町324 エスポワールイワタ2-301号	令和8年1月1日
訪問看護	ここわ訪問看護ステーション	堺市東区白鷺町3-2-14	堺市東区野尻町324 エスポワールイワタ2-301号	令和8年1月1日
介護予防訪問サービス	訪問介護ステーションこんごう	堺市南区榎塚台2-35-11	堺市中区深阪3-10-31 リベラル深阪B棟102	令和8年1月1日
訪問介護	訪問介護ステーションこんごう	堺市南区榎塚台2-35-11	堺市中区深阪3-10-31 リベラル深阪B棟102	令和8年1月1日
特定介護予防福祉用具販売	t o m o 福祉用具	堺市西区浜寺石津町西2-6-17	堺市西区浜寺石津町西2-6-13 クレアール石津302	令和7年12月1日
特定福祉用具販売	t o m o 福祉用具	堺市西区浜寺石津町西2-6-17	堺市西区浜寺石津町西2-6-13 クレアール石津302	令和7年12月1日

介護予防福祉用具貸与	t o m o 福祉用具	堺市西区浜寺石津町西2-6-17	堺市西区浜寺石津町西2-6-13 クリアール石津302	令和7年12月1日
福祉用具貸与	t o m o 福祉用具	堺市西区浜寺石津町西2-6-17	堺市西区浜寺石津町西2-6-13 クリアール石津302	令和7年12月1日
介護予防訪問サービス	介護センターこもれび	堺市南区桃山台2-3-4	堺市南区竹城台4-15-12	令和7年7月15日
訪問介護	介護センターこもれび	堺市南区桃山台2-3-4	堺市南区竹城台4-15-12	令和7年7月15日
介護予防訪問サービス	訪問介護ステーションおねすと凛	堺市南区豊田1274 プレステージさと泉ヶ丘02 f c 号室	堺市南区御池台3-2-2	令和7年12月1日
訪問介護	訪問介護ステーションおねすと凛	堺市南区豊田1274 プレステージさと泉ヶ丘02 f c 号室	堺市南区御池台3-2-2	令和7年12月1日

堺市告示第83号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり施術機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和8年3月27日

堺市長 永藤英機

1 あんま・マッサージ

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
-----	------	-----	-------

岩井 拓馬	佐藤友鍼灸院	堺市北区百舌鳥赤畑町4-2 61	令和8年2月1日
-------	--------	---------------------	----------

2 はり・きゅう

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
岩井 聖悟	佐藤友鍼灸院	堺市北区百舌鳥赤畑町4-2 61	令和8年2月1日
岩井 拓馬	佐藤友鍼灸院	堺市北区百舌鳥赤畑町4-2 61	令和8年2月1日
佐藤 友哉	佐藤友鍼灸院	堺市北区百舌鳥赤畑町4-2 61	令和8年2月1日

堺市告示第84号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定施術機関の施術者名の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和8年3月27日

堺市長 永藤英機

1 はり・きゅう

施術所	変更前の名称	変更後の名称	所在地	変更年月日
たなか鍼灸整骨院	千葉 ゆり絵	百中 ゆり絵	堺市北区黒土町2323-1 スーパーサンプラザ敷地内	令和8年1月1日

からだサポート訪問サービス	千葉 ゆり絵	百中 ゆり絵	堺市北区北長尾町1-3-8	令和8年1月1日
---------------	--------	--------	---------------	----------

堺市告示第85号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関を同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和8年3月27日

堺市長 永藤英機

医療機関名	医療機関所在地	種別	指定年月日
ピース薬局 北花田店	堺市北区船堂町2丁8-20 D号	薬局	令和8年3月1日
YADOLI 訪問看護ステーション	堺市堺区向陵中町6丁3-3 マンション富士2号館207号室	訪問看護	令和8年3月1日

堺市告示第86号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和8年3月27日

堺市長 永 藤 英 機

医療機関名	医療機関所在地	種別	更新年月日
医療法人安和会 なかもずクリニック	堺市北区金岡町1382-1	腎臓に関する医療	令和8年3月1日
あおば薬局	堺市東区日置荘西町一丁48番16号	薬局	令和8年3月1日
ココカラファイン薬局 ジョイパーク泉ヶ丘店	堺市南区三原台1丁1-3 ジョイパーク泉ヶ丘1階	薬局	令和8年3月1日
スギ訪問看護ステーション新金岡	堺市北区長曾根町720番地1	訪問看護	令和8年3月1日

堺市告示第87号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として、次のとおり指定したので、堺市身体障害者福祉法施行細則（平成8年規則第58号）第2条の規定により告示する。

令和8年3月27日

堺市長 永 藤 英 機

氏名	診療科	指定科目	医療機関の名称	所在地	指定年月日
馬場 庸平	脳神経外科	肢体不自由	独立行政法人労働者健康安全機構 大阪労災病院	堺市北区長曾根町1179番地3	令和8年3月1日
木原 圭梧	脳卒中・脳神経内科	肢体不自由	独立行政法人労働者健康安全機構 大阪労災病院	堺市北区長曾根町1179番地3	令和8年3月1日

横山 淳	リハビリテーション科	肢体不自由	医療法人生和会 堺リハビリテーション病院	堺市北区奥本町一丁216番地	令和8年3月1日
後藤 哲	脳神経外科	肢体不自由	独立行政法人労働者健康安全機構 大阪労災病院	堺市北区長曾根町1179番地3	令和8年3月1日
三浦 文子	神経内科	肢体不自由	社会医療法人ペガサス ペガサスリハビリテーション病院	堺市西区浜寺船尾町東4-269	令和8年3月1日
鶴崎 清之	透析科	じん臓機能障害	社会医療法人清恵会 清恵会三宝病院	堺市堺区松屋町1-4-1	令和8年3月1日
稲村 昇	小児科	心臓機能障害	学校法人近畿大学 近畿大学病院	堺市南区三原台1-14-1	令和8年3月1日
山下 啓	循環器科、救急科	心臓機能障害	社会医療法人ペガサス 馬場記念病院	堺市西区浜寺船尾町東4丁244番地	令和8年3月1日
長谷川 聡史	循環器科	心臓機能障害	社会医療法人ペガサス 馬場記念病院	堺市西区浜寺船尾町東4丁244番地	令和8年3月1日
嶋田 芳久	循環器科	心臓機能障害	医療法人恵泉会 堺平成病院	堺市中区深井沢町6番地13	令和8年3月1日
大橋 拓矢	呼吸器外科	呼吸器機能障害	社会医療法人同仁会 耳原総合病院	堺市堺区協和町4丁465番地	令和8年3月1日
田中 芳憲	外科	ぼうこう又は直腸機能障害	社会医療法人ペガサス 馬場記念病院	堺市西区浜寺船尾町東4丁244番地	令和8年3月1日
福田 進太郎	外科	ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	社会医療法人生長会 ベルランド総合病院	堺市中区東山500-3	令和8年3月1日

山内 勝治	小児外科	ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	学校法人近畿大学 近畿大学病院	堺市南区三原台1-14-1	令和8年3月1日
橋田 和樹	外科	肝臓機能障害	社会医療法人同仁会 耳原総合病院	堺市堺区協和町4丁465番地	令和8年3月1日

堺市告示第88号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり歳入の収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月27日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地  
株式会社電算システム  
岐阜県岐阜市日置江1丁目58番地
- 2 指定公金事務取扱者に委託した収納事務に係る歳入の種類  
堺市霊園条例（昭和38年条例第7号）第21条及び堺市立霊堂条例（平成6年条例第33号）第10条の規定に基づく管理料
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日  
令和7年8月25日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をする日  
令和8年4月1日
- 5 委託する期間  
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

公 告

堺市公告第184号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年3月27日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る調達物品等の名称及び数量  
第二期庁内ネットワーク機器等賃貸借（リース） 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地  
ICTイノベーション推進室  
堺市堺区南瓦町3番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和8年2月24日
- 4 落札者の氏名及び住所  
ネットワンシステムズ株式会社  
執行役員西日本事業本部長 橋本 正樹  
東京都千代田区丸の内2丁目7番2号 JPタワー
- 5 落札金額  
¥32,764,600－（月額当たりの税込単価）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

令和7年12月24日



堺市公告第185号

堺市立体育館条例（昭和60年条例第8号）第20条第2項及び第21条第1項第2号、堺市スポーツ施設条例（昭和59年条例第9号）第19条第2項及び第20条第1項第2号並びに堺市公園条例（昭和35年条例第18号）第31条第2項及び第32条第1項第2号の規定に基づき、令和8年4月1日からの堺市立初芝体育館等の開館（場）時間、使用時間、休館（場）日及び利用料金を指定管理者が定めたので、堺市立体育館条例第20条第3項（同条例第21条第2項において準用する場合を含む。）、堺市スポーツ施設条例第19条第3項（同条例第20条第2項において準用する場合を含む。）及び堺市公園条例第31条第3項（同条例第32条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公告する。

令和8年3月27日

堺市長 永 藤 英 機

1-1 開館（場）時間、休館（場）日

名 称	開館（場）時間	利用時間	休館（場）日等
初芝体育館	午前9時～午後9時 ただし、共用部分であるロビー、通路、トイレなどの利用は午前8時45分から午後9時15分まで可能とする。	午前9時～午後9時	・12月29日から翌年の1月4日までの日 ・月1回程度点検等のため休館
初芝野球場	午前7時～午後7時（5月～8月） 午前9時～午後5時（9月～4月）	午前7時～午後7時（5月～8月） 午前9時～午後5時（9月～4月）	・12月29日から翌年の1月4日までの日 ・月1回程度点検等のため休場
初芝テニスコート	午前8時～午後6時（4月・9月） 午前8時～午後7時（5月～8月） 午前8時～午後5時（10月～3月）	午前8時～午後6時（4月・9月） 午前8時～午後7時（5月～8月） 午前8時～午後5時（10月～3月）	・12月30日から翌年の1月4日までの日
初芝体育館駐車場	午前6時30分～午後9時30分（5月～8月） 午前7時30分～午後9時30分（9月～4月）	午前6時30分～午後9時30分（5月～8月） 午前7時30分～午後9時30分（9月～4月）	・12月30日から翌年の1月4日までの日
白鷺公園野球場	午前7時～午後7時（4月～9月） 午前7時～午後5時（10月～3月）	午前7時～午後7時（4月～9月） 午前7時～午後5時（10月～3月）	・12月29日から翌年の1月4日までの日
白鷺公園運動広場	午前7時～午後7時（4月～9月） 午前7時～午後5時（10月～3月）	午前7時～午後7時（4月～9月） 午前7時～午後5時（10月～3月）	・12月29日から翌年の1月4日までの日

2-1 体育館専用(団体)利用料金

【通常利用料金】

(単位:円)

利用料金			9:00~12:00		13:00~15:00		17:30~21:00	
					15:00~17:00			
			平日	休日等	平日	休日等	平日	休日等
第一 体育室	全面	一般	6,100	7,320	4,900	5,880	11,000	13,200
		生徒等	3,050	3,660	2,450	2,940	5,500	6,600
	半面	一般	3,100	3,720	2,500	3,000	5,500	6,600
		生徒等	1,550	1,860	1,250	1,500	2,750	3,300
第二 体育室	全面	一般	3,100	3,720	2,500	3,000	5,500	6,600
		生徒等	1,550	1,860	1,250	1,500	2,750	3,300
	半面	一般	1,550	1,860	1,250	1,500	2,800	3,360
		生徒等	750	900	600	720	1,400	1,680
第三 体育室	全面	一般	3,700	4,440	3,300	3,960	8,100	9,720
		生徒等	1,850	2,220	1,650	1,980	4,050	4,860
	半面	一般	1,850	2,220	1,650	1,980	4,100	4,920
		生徒等	900	1,080	800	960	2,050	2,460
弓道場		一般	2,300	2,760	1,950	2,340	4,900	5,880
		生徒等	1,150	1,380	950	1,140	2,450	2,940
トレーニング室		一般	1,250	1,500	1,000	1,200	2,900	3,480
		生徒等	600	720	500	600	1,450	1,740
研修室			1,250	1,500	1,000	1,200	2,900	3,480

【冷暖房実施期間】 5月15日~10月15日及び12月1日~3月20日

(単位:円)

利用料金			9:00~12:00		13:00~15:00		17:30~21:00	
					15:00~17:00			
			平日	休日等	平日	休日等	平日	休日等
第一 体育室	全面	一般	8,540	9,760	6,860	7,840	15,400	17,600
		生徒等	4,270	4,880	3,430	3,920	7,700	8,800
	半面	一般	4,340	4,960	3,500	4,000	7,700	8,800
		生徒等	2,170	2,480	1,750	2,000	3,850	4,400
第二 体育室	全面	一般	4,340	4,960	3,500	4,000	7,700	8,800
		生徒等	2,170	2,480	1,750	2,000	3,850	4,400
	半面	一般	2,170	2,480	1,750	2,000	3,920	4,480
		生徒等	1,050	1,200	840	960	1,960	2,240
第三 体育室	全面	一般	5,180	5,920	4,620	5,280	11,340	12,960
		生徒等	2,590	2,960	2,310	2,640	5,670	6,480
	半面	一般	2,590	2,960	2,310	2,640	5,740	6,560
		生徒等	1,260	1,440	1,120	1,280	2,870	3,280
弓道場		一般	2,300	2,760	1,950	2,340	4,900	5,880
		生徒等	1,150	1,380	950	1,140	2,450	2,940
トレーニング室		一般	1,750	2,000	1,400	1,600	4,060	4,640
		生徒等	840	960	700	800	2,030	2,320
研修室			1,750	2,000	1,400	1,600	4,060	4,640

- (1) 「休日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。
- (2) アマチュアスポーツに利用する場合において、利用者が入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収するときは、当該利用区分に係る金額（以下この項において「基本料金」という。）の2倍の額を徴収する。
- (3) アマチュアスポーツ以外のものに利用する場合において、利用者が入場料等を徴収しないときは、基本料金の7倍、利用者が入場料等を徴収するときは基本料金の15倍の額を徴収する。
- (4) 「生徒等」とは、次のいずれかに該当する場合に適用する。（以降の表において同じ。）
  - ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が専ら利用する場合
  - イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において利用する場合
  - ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において利用する場合
- (5) 特別に電気その他を利用するときは、実費として指定管理者が算定する額を徴収する。
- (6) 許可を得て開館時間を超過し、又は繰り上げて利用するときは、当該超過し、又は繰り上げて利用した時間1時間（30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき、基本料金（第2号及び第3号の規定を適用する場合にあっては当該各号に定める額とし、前号の規定を適用する場合にあっては当該号に定める加算額を基本料金に加算した額とする。）の1時間相当額（10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。）を徴収する。  
許可を得て、当該利用区分に係る時間を超過し、又は繰り上げて利用するときも、同様とする。

2-2 体育館共用（個人）利用料金

（単位：円）

区分		一般	生徒等	高齢者・ 障害者
体育館	1種目1回	220	110	110
弓道場	1回	220	110	220
トレーニング室	1回	220	110	220

- (1) 「1回」とは、指定管理者が別に定める時間帯をいう。
- (2) 「高齢者」とは、60歳以上の者をいう。
- (3) 「障害者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
  - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者
  - イ 療育手帳制度について（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく都道府県等の規程により療育手帳の交付を受けている者
  - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
  - エ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項の規定に基づく医療受給者証の交付を受けている者
  - オ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第7項規定に基づく医療受給者証の交付を受けている者
  - カ 特定疾患治療研究事業について（昭和48年4月17日付け衛発第242号公衆衛生局長通知）に基づく都道府県等の規程により特定疾患医療受給者証の交付を受けている者
  - キ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第2条の規定に基づく被爆者健康手帳の交付を受けている者
 また、障害者の介助者1名についてもこの料金を適用する。

2-3 体育館附属設備等利用料金 (単位：円)

種類	単位	利用料金	種類	単位	利用料金
バスケットボール器具	1式1回	0	レクリエーション器具	1式1回	2,030
バレーボール器具	1式1回	0	得点板	1台1回	100
バドミントン器具	1式1回	0	審判台	1台1回	100
インディアカ器具	1式1回	0	移動ステージ	1台1回	1,010
ソフトバレーボール器具	1式1回	0	バレーボール用線審旗	1台1回	0
卓球器具	1式1回	0	ウレタンマット(厚)	1枚1回	500
卓球用フェンス	1枚1回	30	マット(長)	1枚1回	100
卓球用得点板	1台1回	50	マット(短)	1枚1回	50
マイク	1本1回	300	レスリングマット	1式1回	0
音響	1式1回	500	長机	1脚1回	50
放送設備	1式1日	2,030	補助椅子	1脚1回	20
スポーツタイマー	1台1回	500	フロアシート	1枚1回	50
ストップウォッチ	1個1回	100	トランポリン(練習用)	1台1回	1,010
バスケットボール用オフィシャル	1式1回	0	コインロッカー	1箇所	50

- (1) 長机5脚まで、補助椅子20脚までは、利用料金を徴収しない。
- (2) 「1回」とは、午前(午前9時から正午まで)、午後(午後1時から午後5時まで)又は夜間(午後5時30分から午後9時まで)のそれぞれの区分をいう。  
午後1時から午後3時まで又は午後3時から午後5時までの利用についても同様とする。

2-4 初芝野球場利用料金 (単位：円)

区分		7:00~ 9:00	9:00~ 11:00	11:00~ 13:00	13:00~ 15:00	15:00~ 17:00	17:00~ 19:00
1面	一般	2,030	2,030	2,030	2,030	2,030	2,030
	生徒等	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010

- (1) 許可を得て開館時間を超過し、又は繰り上げて利用するときは、当該超過し、又は繰り上げて利用した時間1時間(30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。)につき、当該利用区分に係る金額の1時間相当額(10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。)を徴収する。許可を得て、当該利用区分に係る時間を超過し、又は繰り上げて利用するときも、同様とする。

2-5 白鷺公園野球場利用料金 (単位：円)

区分		7:00~ 9:00	9:00~ 11:00	11:00~ 13:00	13:00~ 15:00	15:00~ 17:00	17:00~ 19:00
1面	一般	1,010	2,030	2,030	2,030	2,030	2,030
	生徒等	500	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010

- (1) 許可を得て開館時間を超過し、又は繰り上げて利用するときは、当該超過し、又は繰り上げて利用した時間1時間(30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。)につき、当該利用区分に係る金額の1時間相当額(10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。)を徴収する。許可を得て、当該利用区分に係る時間を超過し、又は繰り上げて利用するときも、同様とする。

2-6 初芝テニスコート専用（団体）利用料金 (単位：円)

区分		8:00～ 9:00	9:00～ 11:00	11:00～ 13:00	13:00～ 15:00	15:00～ 17:00	17:00～ 18:00	17:00～ 19:00
1面	一般	610	1,220	1,220	1,220	1,220	610	1,220
	生徒等	305	610	610	610	610	305	610

(1) 許可を得て開館時間を超過し、又は繰り上げて利用するときは、当該超過し、又は繰り上げて利用した時間1時間（30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき、当該利用区分に係る金額の1時間相当額（10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。）を徴収する。許可を得て、当該利用区分に係る時間を超過し、又は繰り上げて利用するときも、同様とする。

2-7 初芝テニスコート共用（個人）利用料金

(単位：円)

区分	利用料金
1人2時間	110

2-8 初芝体育館駐車場料金

【利用時間】

5月～8月：6時30分から21時30分まで

9月～4月：7時30分から21時30分まで

【駐車料金】

車両の種類	利用時間	駐車料金 (1台あたり)
乗用車 軽自動車 小型貨物車 マイクロバス	入庫から30分まで	無料
	30分を超え2時間まで	200円
	2時間を超え3時間まで	300円
	3時間を超え4時間まで	400円
	4時間を超え5時間まで	500円
	5時間を超え閉場まで	600円

(1) 次に掲げる手帳等のいずれかを所持している者（又は当該人同伴の保護者）は、体育館受付にて提示した場合、駐車料金を無料とする。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定に基づく身体障害者手帳

イ 療育手帳制度について（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく都道府県等の規程による療育手帳

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定に基づく精神障害者保険福祉手帳

エ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項の規定に基づく医療受給証

オ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第7項規定に基づく医療受給証

カ 特定疾患治療研究事業について（昭和48年4月17日付け衛発第242号公衆衛生局長通知）に基づく都道府県等の規程による特定疾患医療受給証

キ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第2条の規定に基づく被爆者健康手帳



堺市公告第186号

堺市立体育館条例（昭和60年条例第8号）第21条第1項第2号、堺市スポーツ施設条例（昭和59年条例第9号）第20条第1項第2号及び堺市美原B&G海洋センター条例（平成16年条例第115号）第22条第1項第2号の規定に基づき、令和8年4月1日からの堺市立美原体育館等の休館（休場・休所）日及び開館（開場・開所）時間を指定管理者が定めたので、堺市立体育館条例第21条第2項において準用する同条例第20条第3項、堺市スポーツ施設条例第20条第2項において準用する同条例第19条第3項及び堺市美原B&G海洋センター条例第22条第2項において準用する同条例第21条3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年3月27日

堺市長 永 藤 英 機

1 休館（休場・休所）日

施設名	休所日
美原B&G海洋センター（第1プールを除く全施設）	12月30日から翌年1月4日まで
美原B&G海洋センター第1プール	9月1日から翌年6月30日まで

上記以外に定期整備・点検等のための休館日

施設名	休館日
美原体育館 美原B&G海洋センター体育館	月に1回程度

2 開館（開場・開所）時間

施設名	開館（開場・開所）時間
美原体育館 美原B&G海洋センター体育館	9時から21時まで ただし、12月29日は17時まで
美原B&G海洋センター第1プール	9時から21時まで
美原B&G海洋センター・艇庫	9時から17時まで

多治井運動場、みの池野球場	4月及び9月は、8時から18時まで 5月から8月までは、8時から19時まで 10月から3月までは、8時から17時まで
さつき野野球場	9時から17時まで
多治井テニスコート、みの池テニスコート	4月及び9月は、8時から18時まで 5月から8月までは、8時から19時まで 10月から3月までは、8時から17時まで
さつき野テニスコート	9時から17時まで
多治井自由広場、みの池自由広場	4月及び9月は、8時から18時まで 5月から8月までは、8時から19時まで 10月から3月までは、8時から17時まで
さつき野自由広場	9時から17時まで

堺市公告第187号

堺市スポーツ施設条例（昭和59年条例第9号）第19条第2項及び第20条第1項第2号並びに堺市公園条例（昭和35年条例第18号）第31条第2項及び第32条第1項第2号の規定に基づき、令和8年4月1日からの堺市家原大池体育館等の開館（場）時間、休館（場）日、使用時間及び利用料金を指定管理者が定めたので、堺市スポーツ施設条例第19条第3項（同条例第20条第2項において準用する場合を含む。）及び堺市公園条例第31条第3項（同条例第32条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公告する。

令和8年3月27日

堺市長 永藤英機

第1 開館（場）時間、使用時間、休館（場）日

名 称	開館（場）時間	使用時間	休館（場）日等
家原大池体育館	午前8時～午後9時まで	午前9時～午後9時 （トレーニング室共用（個人） は、午前8時～午後9時）	・12月29日から翌年の1月4日 までの日 ・月に1回程度点検等のため休 館 ・その他地域の祭礼実施に伴う 休館
みなと堺グリーンひろば	午前7時～午後7時まで（5月 ～8月） 午前7時～午後6時まで（4 月・9月） 午前9時～午後5時まで（10月 ～3月）	午前7時～午後7時（5月～8 月） 午前7時～午後6時（4月・9 月） 午前9時～午後5時（10月～3 月）	・12月29日から翌年の1月4日 までの日 ・施設整備日（不定期）

第2 利用料金

1-1 体育館専用(団体)利用料金

(単位:円)

区 分			午前	午後1	午後2	夜間	昼間1	昼間2	午後	昼夜間1	昼夜間2	全日	延長 1時間	
			9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 15:00	15:00 ~ 17:00	17:30 ~ 21:00	9:00 ~ 15:00	9:00 ~ 17:00	13:00 ~ 17:00	13:00 ~ 21:00	15:00 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00		
大アリーナ	全面	平日	一般	9,200	7,300	7,300	16,500	16,500	23,800	14,600	31,100	23,800	40,300	2,700
			生徒等	4,600	3,650	3,650	8,250	8,250	11,900	7,300	15,550	11,900	20,150	1,350
		休日等	一般	11,040	8,760	8,760	19,800	19,800	28,560	17,520	37,320	28,560	48,360	3,240
			生徒等	5,520	4,380	4,380	9,900	9,900	14,280	8,760	18,660	14,280	24,180	1,620
		平日 冷暖房	一般	12,880	10,220	10,220	23,100	23,100	33,320	20,440	43,540	33,320	56,420	3,780
			生徒等	6,440	5,110	5,110	11,550	11,550	16,660	10,220	21,770	16,660	28,210	1,890
	休日等 冷暖房	一般	14,720	11,680	11,680	26,400	26,400	38,080	23,360	49,760	38,080	64,480	4,320	
		生徒等	7,360	5,840	5,840	13,200	13,200	19,040	11,680	24,880	19,040	32,240	2,160	
	2/3面	平日	一般	6,200	5,000	5,000	11,000	11,000	16,200	10,000	21,000	16,000	27,200	1,800
			生徒等	3,100	2,500	2,500	5,500	5,600	8,100	5,000	10,500	8,000	13,600	900
		休日等	一般	7,440	6,000	6,000	13,200	13,440	19,440	12,000	25,200	19,200	32,640	2,160
			生徒等	3,720	3,000	3,000	6,600	6,720	9,720	6,000	12,600	9,600	16,320	1,080
		平日 冷暖房	一般	8,680	7,000	7,000	15,400	15,680	22,680	14,000	29,400	22,400	38,080	2,520
			生徒等	4,340	3,500	3,500	7,700	7,840	11,340	7,000	14,700	11,200	19,040	1,260
	休日等 冷暖房	一般	9,920	8,000	8,000	17,600	17,920	25,920	16,000	33,600	25,600	43,520	2,880	
		生徒等	4,960	4,000	4,000	8,800	8,960	12,960	8,000	16,800	12,800	21,760	1,440	
	1/2面	平日	一般	4,600	3,700	3,700	8,300	8,300	12,000	7,400	15,700	12,000	20,300	1,350
			生徒等	2,300	1,850	1,850	4,150	4,150	6,000	3,700	7,850	6,000	10,150	680
		休日等	一般	5,520	4,440	4,440	9,960	9,960	14,400	8,880	18,840	14,400	24,360	1,620
			生徒等	2,760	2,220	2,220	4,980	4,980	7,200	4,440	9,420	7,200	12,180	810
		平日 冷暖房	一般	6,440	5,180	5,180	11,620	11,620	16,800	10,360	21,980	16,800	28,420	1,890
			生徒等	3,220	2,590	2,590	5,810	5,810	8,400	5,180	10,990	8,400	14,210	950
	休日等 冷暖房	一般	7,360	5,920	5,920	13,280	13,280	19,200	11,840	25,120	19,200	32,480	2,160	
		生徒等	3,680	2,960	2,960	6,640	6,640	9,600	5,920	12,560	9,600	16,240	1,080	
1/3面	平日	一般	3,100	2,500	2,500	5,500	5,600	8,100	5,000	10,500	8,000	13,600	900	
		生徒等	1,550	1,250	1,250	2,750	2,800	4,050	2,500	5,250	4,000	6,800	450	
	休日等	一般	3,720	3,000	3,000	6,600	6,720	9,720	6,000	12,600	9,600	16,320	1,080	
		生徒等	1,860	1,500	1,500	3,300	3,360	4,860	3,000	6,300	4,800	8,160	540	
	平日 冷暖房	一般	4,340	3,500	3,500	7,700	7,840	11,340	7,000	14,700	11,200	19,040	1,260	
		生徒等	2,170	1,750	1,750	3,850	3,920	5,670	3,500	7,350	5,600	9,520	630	
休日等 冷暖房	一般	4,960	4,000	4,000	8,800	8,960	12,960	8,000	16,800	12,800	21,760	1,440		
	生徒等	2,480	2,000	2,000	4,400	4,480	6,480	4,000	8,400	6,400	10,880	720		
小アリーナ	全面	平日	一般	3,100	2,500	2,500	5,500	5,600	8,100	5,000	10,500	8,000	13,600	900
			生徒等	1,550	1,250	1,250	2,750	2,800	4,050	2,500	5,250	4,000	6,800	450
		休日等	一般	3,720	3,000	3,000	6,600	6,720	9,720	6,000	12,600	9,600	16,320	1,080
			生徒等	1,860	1,500	1,500	3,300	3,360	4,860	3,000	6,300	4,800	8,160	540
		平日 冷暖房	一般	4,340	3,500	3,500	7,700	7,840	11,340	7,000	14,700	11,200	19,040	1,260
			生徒等	2,170	1,750	1,750	3,850	3,920	5,670	3,500	7,350	5,600	9,520	630
休日等 冷暖房	一般	4,960	4,000	4,000	8,800	8,960	12,960	8,000	16,800	12,800	21,760	1,440		
	生徒等	2,480	2,000	2,000	4,400	4,480	6,480	4,000	8,400	6,400	10,880	720		
1/2面	平日	一般	1,550	1,250	1,250	2,800	2,800	4,050	2,500	5,300	4,050	6,850	450	
		生徒等	750	600	600	1,400	1,350	1,950	1,200	2,600	2,000	3,350	230	
	休日等	一般	1,860	1,500	1,500	3,360	3,360	4,860	3,000	6,360	4,860	8,220	540	
		生徒等	900	720	720	1,680	1,620	2,340	1,440	3,120	2,400	4,020	270	
	平日 冷暖房	一般	2,170	1,750	1,750	3,920	3,920	5,670	3,500	7,420	5,670	9,590	630	
		生徒等	1,050	840	840	1,960	1,890	2,730	1,680	3,640	2,800	4,690	320	
休日等 冷暖房	一般	2,480	2,000	2,000	4,480	4,480	6,480	4,000	8,480	6,480	10,960	720		
	生徒等	1,200	960	960	2,240	2,160	3,120	1,920	4,160	3,200	5,360	360		
研修室		平日	1,800	1,500	1,500	3,600	3,300	4,800	3,000	6,600	5,100	8,400	550	
		休日等	2,160	1,800	1,800	4,320	3,960	5,760	3,600	7,920	6,120	10,080	660	
		平日冷暖房	2,520	2,100	2,100	5,040	4,620	6,720	4,200	9,240	7,140	11,760	770	
		休日等冷暖房	2,880	2,400	2,400	5,760	5,280	7,680	4,800	10,560	8,160	13,440	880	
トレーニング室	平日	一般	1,250	1,000	1,000	2,900	2,250	3,250	2,000	4,900	3,900	6,150	370	
		生徒等	600	500	500	1,450	1,100	1,600	1,000	2,450	1,950	3,050	190	
	休日等	一般	1,500	1,200	1,200	3,480	2,700	3,900	2,400	5,880	4,680	7,380	440	
		生徒等	720	600	600	1,740	1,320	1,920	1,200	2,940	2,340	3,660	220	
	平日 冷暖房	一般	1,750	1,400	1,400	4,060	3,150	4,550	2,800	6,860	5,460	8,610	520	
		生徒等	840	700	700	2,030	1,540	2,240	1,400	3,430	2,730	4,270	260	
	休日等 冷暖房	一般	2,000	1,600	1,600	4,640	3,600	5,200	3,200	7,840	6,240	9,840	590	
		生徒等	960	800	800	2,320	1,760	2,560	1,600	3,920	3,120	4,880	300	

備考

- (1) 「休日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- (2) アマチュアスポーツに利用する場合において、利用者が入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する時は、当該利用区分に係る金額（以下「基本料金」という。）の2倍の額を徴収する。
- (3) アマチュアスポーツ以外のものに利用する場合において、利用者が入場料等を徴収しないときは基本料金の7倍、利用者が入場料等を徴収するときは基本料金の15倍の額を徴収する。
- (4) 「生徒等」の区分は、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する（以降の表において同じ）。
  - ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が専ら利用する場合
  - イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において利用する場合
  - ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において利用する場合
- (5) 5月15日から10月15日、12月1日から3月20日を冷暖房実施期間とし、当該期間中は、料金表の「平日冷暖房」又は「休日等冷暖房」の区分を適用する。
- (6) 特別に電気その他を利用するときは、実費として指定管理者が算定する額を徴収する。
- (7) 利用許可時間を経過し、又は繰り上げて利用するときは、当該超過し、又は繰り上げて利用した時間1時間（30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき、この表の定める延長料金（第2号または第3号の規定を適用する場合にあっては当該各号に定める倍率を延長料金に乗じた額、前2号の規定を適用する場合にあっては当該各号に定める加算額を延長料金に加算した額とする。）を徴収する。許可を得て、当該使用区分に係る時間を超過し、又は繰り上げて使用するときも、同様とする。

1-2 体育館共用（個人）利用料金（トレーニング室を除く）

種別	区分	利用料金		
		一般	生徒等	高齢者・障害者
家原大池体育館	1人1種目1回	220円	110円	110円

備考

- (1) 「1回」とは、指定管理者が共用の利用に供する時間として定める時間の区分をいう。
- (2) 「高齢者」とは、60歳以上の者をいう。
- (3) 「障害者」には、以下の者を含むものとする。（1-3において同じ）
  - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者
  - イ 療育手帳制度について（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく都道府県等の規程による療育手帳の交付を受けている者
  - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定に基づく精神障害者福祉手帳の交付を受けている者
  - エ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項の規定に基づく医療受給者証の交付を受けている者
  - オ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第7項の規定に基づく医療受給証の交付を受けている者
  - カ 特定疾患治療研究事業について（昭和48年4月17日付け衛発第242号公衆衛生局長通知）に基づく都道府県等の規程による特定疾患医療受給者証の交付を受けている者
  - キ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第2条の規定に基づく被爆者健康手帳の交付を受けている者
- (4) 障害者が利用する場合の介護者については、1名まで無料とする。

1-3 トレーニング室共用（個人）利用料金

利用区分	単位	利用料金
全日定期利用	1人1月	月額 4,700円
平日定期利用	1人1月	月額 4,100円
一時利用	1人1回	1,000円

備考

- (1) 全日定期利用とは、休日等にも利用することができる定期利用をいう。
- (2) 平日定期利用とは、休日等を除く平日のみ利用することができる定期利用をいう。
- (3) 全日定期利用において、満60歳以上の者が利用する場合においては、この表にかかわらず、利用料を月額4,100円とする。
- (4) 障害者が利用する場合の介護者については、1名まで無料とする。

1-4 体育館附属設備等利用料金

(単位：円)

種類	単位	利用料金	種類	単位	利用料金		
マイクロホン	1本	1回	500	フットサル器具	1式	1回	500
ワイヤレスマイク	1本	1回	500	ストップウォッチ	1個	1回	100
音響	1式	1回	500	トランポリン(練習用)	1台	1回	500
放送設備	1式	1回	3,000	レクリエーション器具	1式	1回	2,000
バレーボール用線審旗	1組	1回	50	審判台(バレーボール用)	1台	1回	200
長机	1脚	1回	50	審判台	1台	1回	100
補助椅子	1脚	1回	20	得点板	1式	1回	100
卓球用フェンス	1枚	1回	30	卓球用得点板	1台	1回	50
ウレタンマット(厚)	1枚	1回	500	電光得点表示板	1式	1回	1,000
ウレタンマット(薄)	1枚	1回	200	ファウル表示器	1組	1回	500
綱引き	1式	1回	2,000	移動ステージ	1台	1回	1,000
ソフトバレーボール	1式	1回	100	演台	1台	1回	500
インディアカ	1式	1回	100	コインロッカー	1箇所		100
スポーツタイマー	1組	1回	500				

備考

- (1) 長机5脚まで、補助椅子20脚までは、利用料金を徴収しない。
- (2) 「1回」とは、午前(午前9時から正午まで)、午後(午後1時から午後5時まで)又は夜間(午後5時30分から午後9時まで)のそれぞれの区分をいう。ただし、午後1(午後1時から午後3時まで)及び午後2(午後3時から午後5時まで)の利用についても、それぞれ「1回」とする。
- (3) レクリエーション器具は、器具ごとに利用料金を徴収することができる。(1-6参照)

1-5 体育館附属設備等利用料金(セットで利用する場合)

(単位：円)

種類	単位	利用料金	内容	
バスケットボール器具	練習用	1式・1回	500	ゴール1組、得点板1台
	試合用	1式・1回	1,000	ゴール1組、得点板1台、オフィシャル1式、ストップウォッチ2個
バレーボール器具	練習用	1式・1回	300	ポール・ネット1組、得点板1台
	試合用	1式・1回	500	ポール・ネット1組、得点板1台 線審旗1組、審判台1台、アンテナセット1組
バドミントン器具	練習用	1式・1回	100	ポール・ネット1組
	試合用	1式・1回	200	ポール・ネット1組、審判台1台 得点板1台、線審用椅子2台
卓球器具	練習用	1式・1回	100	卓球台・ネット1組、スクリーン4枚
	試合用	1式・1回	200	卓球台・ネット1組、 得点板1台、スクリーン6枚
軟式庭球器具	1式・1回	300	ポール・ネット1組、審判台1台	
硬式庭球器具	1式・1回	500	ポール・ネット1組、審判台1台	
ハンドボール器具	1式・1回	500	ゴール1組、得点板1台	

備考

- (1) 「1回」とは、午前(午前9時から正午まで)、午後(午後1時から午後5時まで)又は夜間(午後5時30分から午後9時まで)のそれぞれの区分をいう。ただし、午後1(午後1時から午後3時まで)及び午後2(午後3時から午後5時まで)の利用についても、それぞれ「1回」とする。

1-6 体育館附属設備等利用料金(レクリエーション器具詳細)

(単位：円)

種類	単位	利用料金	種類	単位	利用料金		
白の単マット	1式	1回	150	玉入れ	1式	1回	150
平均台	1式	1回	150	大縄	1式	1回	150
跳び箱(子ども用)	1式	1回	150	カラー体操棒	1式	1回	150
跳び箱(大人用)	1式	1回	150	ケンステップ	1式	1回	150
フープ	1式	1回	150	鉄棒	1式	1回	150
カラーロープ	1式	1回	150	ポートボール台	1式	1回	150
カラーコーン	1式	1回	150	ジョイントレール	1式	1回	150
ストレッチマット	1式	1回	150	ボール関係	1式	1回	150
トンネル	1式	1回	150	鏡	1式	1回	150
バルーン	1式	1回	150	セット一式	1式	1回	2,000

備考

- (1) 「1回」とは、午前(午前9時から正午まで)、午後(午後1時から午後5時まで)又は夜間(午後5時30分から午後9時まで)のそれぞれの区分をいう。ただし、午後1(午後1時から午後3時まで)及び午後2(午後3時から午後5時まで)の利用についても、それぞれ「1回」とする。

1-7 みなと堺グリーンひろば利用料金

(単位：円)

区分			利用料金						
			7:00 ～ 9:00	9:00 ～ 11:00	11:00 ～ 13:00	13:00 ～ 15:00	15:00 ～ 17:00	17:00 ～ 18:00	17:00 ～ 19:00
運動ひろば野球場	1面	一般	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	1,000	2,000
芝生ひろば運動場		生徒等	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	500	1,000
硬式野球場	1面	一般	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	2,000	4,000
		生徒等	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	1,000	2,000

備考

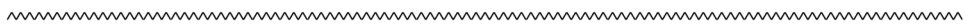
- (1) 利用料金の17:00～18:00の区分については4月及び9月における利用に限り適用する。
- (2) 許可を得て、規則で定めた開場時間を経過し、又は繰り上げて利用するときは、当該超過し、又は繰り上げて利用した時間1時間(30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。)につき当該利用区分に係る金額の1時間相当額を徴収する。

2 その他利用料金

家原大池体育館

(単位：円)

種 別	単 位	金 額
露店営業その他これに類する目的とする利用	利用面積1平方メートルにつき1日	80
広告宣伝又は放送の目的とする利用		320
業として撮影の目的とする利用	1回(2時間以内)につき	6,480
競技会、集会その他これらに類する目的とする利用	利用面積10平方メートルにつき1日	20
その他の利用		20



## 堺市公告第188号

堺市スポーツ施設条例（昭和59年条例第9号）第19条第2項及び第20条第1項第2号並びに堺市公園条例（昭和35年条例第18号）第31条第2項及び第32条第1項第2号の規定に基づき、令和8年4月1日からの堺市原池公園等の開館（場）時間、使用時間、休館（場）日及び利用料金を指定管理者が定めたので、堺市スポーツ施設条例第19条第3項（同条例第20条第2項において準用する場合を含む。）及び堺市公園条例第31条第3項（同条例第32条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公告する。

令和8年3月27日

堺市長 永藤英機

1 開館（場）時間、使用時間、休館（場）日

名称	開館（場）時間	使用時間	休館（場）日
原池公園			
原池公園体育館	午前8時30分～午後9時30分	午前9時～午後9時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・12月29日から翌年の1月4日まで</li> <li>・月に1回程度点検等のため休館</li> <li>・その他地域の祭礼実施に伴う休館</li> </ul>
原池公園体育館トレーニング室		(平日) 午前8時30分～午後9時 (日曜・祝日) 午前8時30分～午後7時	
原池公園スケートボードパーク	午前8時45分～午後9時	午前9時～午後9時	
原池公園野球場	午前8時45分～午後9時30分	午前9時～午後9時 (2時間×6枠)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・12月29日から翌年の1月4日まで</li> <li>・芝生養生等のため、適宜休場日を設定</li> </ul>
陶器スポーツ広場			
陶器テニスコート	午前8時～午後7時 (5月～8月) 午前8時～午後6時 (4月・9月) 午前8時～午後5時 (10月～3月)	午前8時～午後7時 (5月～8月) 午前8時～午後6時 (4月・9月) 午前8時～午後5時 (10月～3月)	12月30日から翌年の1月4日までの日
陶器野球場			12月29日から翌年の1月4日までの日

2 堺市原池公園体育館の利用料金

体育館専用(団体)利用料金

(単位:円)

種別	区分			午前	午後1	午後2	夜間	昼間1	昼間2	午後	昼夜間1	昼夜間2	全日
				9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 15:00	15:00 ~ 17:00	17:30 ~ 21:00	9:00 ~ 15:00	9:00 ~ 17:00	13:00 ~ 17:00	13:00 ~ 21:00	15:00 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00
大アリーナ	全面	平日	一般	9,200	7,300	7,300	16,500	16,500	23,800	14,600	31,100	23,800	40,300
			生徒等	4,600	3,650	3,650	8,250	8,250	11,900	7,300	15,550	11,900	20,150
		休日等	一般	11,040	8,760	8,760	19,800	19,800	28,560	17,520	37,320	28,560	48,360
			生徒等	5,520	4,380	4,380	9,900	9,900	14,280	8,760	18,660	14,280	24,180
	2/3面	平日	一般	6,200	5,000	5,000	11,000	11,200	16,200	10,000	21,000	16,000	27,200
			生徒等	3,100	2,500	2,500	5,500	5,600	8,100	5,000	10,500	8,000	13,600
		休日等	一般	7,440	6,000	6,000	13,200	13,440	19,440	12,000	25,200	19,200	32,640
			生徒等	3,720	3,000	3,000	6,600	6,720	9,720	6,000	12,600	9,600	16,320
	1/2面	平日	一般	4,600	3,700	3,700	8,300	8,300	12,000	7,400	15,700	12,000	20,300
			生徒等	2,300	1,850	1,850	4,150	4,150	6,000	3,700	7,850	6,000	10,150
		休日等	一般	5,520	4,440	4,440	9,960	9,960	14,400	8,880	18,840	14,400	24,360
			生徒等	2,760	2,220	2,220	4,980	4,980	7,200	4,440	9,420	7,200	12,180
1/3面	平日	一般	3,100	2,500	2,500	5,500	5,600	8,100	5,000	10,500	8,000	13,600	
		生徒等	1,550	1,250	1,250	2,750	2,800	4,050	2,500	5,250	4,000	6,800	
	休日等	一般	3,720	3,000	3,000	6,600	6,720	9,720	6,000	12,600	9,600	16,320	
		生徒等	1,860	1,500	1,500	3,300	3,360	4,860	3,000	6,300	4,800	8,160	
中アリーナ	全面	平日	一般	3,100	2,500	2,500	5,500	5,600	8,100	5,000	10,500	8,000	13,600
			生徒等	1,550	1,250	1,250	2,750	2,800	4,050	2,500	5,250	4,000	6,800
		休日等	一般	3,720	3,000	3,000	6,600	6,720	9,720	6,000	12,600	9,600	16,320
			生徒等	1,860	1,500	1,500	3,300	3,360	4,860	3,000	6,300	4,800	8,160
	1/2面	平日	一般	1,550	1,250	1,250	2,800	2,800	4,050	2,500	5,300	4,050	6,850
			生徒等	750	600	600	1,400	1,350	1,950	1,200	2,600	2,000	3,350
		休日等	一般	1,860	1,500	1,500	3,360	3,360	4,860	3,000	6,360	4,860	8,220
			生徒等	900	720	720	1,680	1,620	2,340	1,440	3,120	2,400	4,020
小アリーナ	平日	一般	1,550	1,250	1,250	2,800	2,800	4,050	2,500	5,300	4,050	6,850	
		生徒等	750	600	600	1,400	1,350	1,950	1,200	2,600	2,000	3,350	
	休日等	一般	1,860	1,500	1,500	3,360	3,360	4,860	3,000	6,360	4,860	8,220	
		生徒等	900	720	720	1,680	1,620	2,340	1,440	3,120	2,400	4,020	
多目的室	全面	平日	一般	3,100	2,500	2,500	5,500	5,600	8,100	5,000	10,500	8,000	13,600
			生徒等	1,550	1,250	1,250	2,750	2,800	4,050	2,500	5,250	4,000	6,800
		休日等	一般	3,720	3,000	3,000	6,600	6,720	9,720	6,000	12,600	9,600	16,320
			生徒等	1,860	1,500	1,500	3,300	3,360	4,860	3,000	6,300	4,800	8,160
	1/2面	平日	一般	1,550	1,250	1,250	2,800	2,800	4,050	2,500	5,300	4,050	6,850
			生徒等	750	600	600	1,400	1,350	1,950	1,200	2,600	2,000	3,350
		休日等	一般	1,860	1,500	1,500	3,360	3,360	4,860	3,000	6,360	4,860	8,220
			生徒等	900	720	720	1,680	1,620	2,340	1,440	3,120	2,400	4,020
研修室	全面	平日	1,000	800	800	2,300	1,800	2,600	1,600	3,900	3,100	4,900	
		休日等	1,200	960	960	2,760	2,160	3,120	1,920	4,680	3,720	5,880	
	1/2面	平日	500	400	400	1,150	900	1,300	800	1,950	1,550	2,450	
		休日等	600	480	480	1,380	1,080	1,560	960	2,340	1,860	2,940	

備考

- (1) この表において「休日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいう。以下同じ。
- (2) アマチュアスポーツに利用する場合において、利用者が入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収するときは、当該利用区分に係る金額(以下この項において「基本料金」という。)の2倍の額を徴収する。
- (3) アマチュアスポーツ以外のものに利用する場合において、利用者が入場料等を徴収しないときは基本料金の7倍、利用者が入場料等を徴収するときは基本料金の15倍の額を徴収する。
- (4) この表において「生徒等」の区分は、次のいずれかに該当する場合に適用する。  
 ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものが専ら利用する場合  
 イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において利用する場合  
 ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において利用する場合
- (5) 冷暖房の実施期間(5月15日~10月15日、12月1日~3月20日)は、当該利用区分に係る金額の4割の額(休日等の利用にあっては、当該利用施設の平日の利用区分において対応する時間帯における基本料金の4割の額)を加算する。
- (6) 特別に電気その他を利用するときは、実費として指定管理者が算定する額を徴収する。

- (7) 許可を得て、開館時間を超過し、又は繰り上げて利用するときは、当該超過し、又は繰り上げて利用した時間1時間（30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき、基本料金（第2号又は第3号の規定を適用する場合にあっては当該各号に定める額とし、前2号の規定を適用する場合にあっては当該各号に定める加算額を基本料金に加算した額とする。）の1時間相当額（10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。）を徴収する。許可を得て、当該利用区分に係る時間を超過し、又は繰り上げて利用するときも、同様とする。

体育館共用（個人）利用料金 (単位：円)

区分	単位	利用料金
一般	1人1種1回	220
生徒・障害者・60歳以上		110

※トレーニング室を除く。

備考

- (1) この表において「生徒」の区分は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が利用する場合に適用する。
- (2) この表において「1回」とは、指定管理者が定める時間帯をいう。
- (3) 障害者が利用する場合の介護者については原則1名まで無料とする。
- (4) この表及び備考において障害者とは、次のいずれかに該当する者に適用する。
  - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者
  - イ 療育手帳制度について（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく都道府県等の規程により療育手帳の交付を受けている者
  - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
  - エ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項の規定に基づく医療受給者証の交付を受けている者
  - オ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第7項の規定に基づく医療受給者証の交付を受けている者
  - カ 特定疾患治療研究事業について（昭和48年4月17日付け衛発第242号公衆衛生局長通知）に基づく都道府県等の規程により特定疾患医療受給者証の交付を受けている者
  - キ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第2条の規定に基づく被爆者健康手帳の交付を受けている者

(単位：円)

利用区分	単位	利用料金
全日定期利用	1人1月	月額 4,600
全日定期利用（満60歳以上の者及び障害者）	1人1月	月額 4,100
平日定期利用	1人1月	月額 4,100
一時利用	1人1回	1,020
一時利用（障害者）	1人1回	510

備考

- (1) この表において「全日定期利用」とは、休日等にも利用することができる定期利用をいう。
- (2) この表において「平日定期利用」とは、休日等を除く平日のみ利用することができる定期利用をいう。
- (3) この表において「1回」とは、指定管理者が定める時間帯をいう。
- (4) 障害者が利用する場合の介護者については原則1名まで無料とする。
- (5) この表及び備考において障害者とは、次のいずれかに該当する方に適用する。
  - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者
  - イ 療育手帳制度について（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく都道府県等の規程により療育手帳の交付を受けている者
  - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
  - エ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項の規定に基づく医療受給者証の交付を受けている者
  - オ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第7項の規定に基づく医療受給者証の交付を受けている者
  - カ 特定疾患治療研究事業について（昭和48年4月17日付け衛発第242号公衆衛生局長通知）に基づく都道府県等の規程により特定疾患医療受給者証の交付を受けている者
  - キ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第2条の規定に基づく被爆者健康手帳の交付を受けている者

体育館付属設備利用料金

(単位：円)

種類	単位	利用料金	種類	単位	利用料金
バスケットボール器具	1式 1回	500	フットサル器具	1式 1回	500
バレーボール器具	1式 1回	300	インディアカ器具	1式 1回	100
バドミントン器具	1式 1回	100	ソフトバレーボール器具	1式 1回	100
ハンドボール器具	1式 1回	500	バレーボール用審判台	1台 1回	200
卓球器具	1式 1回	100	バレーボール用線審旗	1組 1回	50
ソフトテニス器具	1式 1回	300	バレーボールタイムアウト要求器	1台 1回	500
硬式テニス器具	1式 1回	500	バスケットショットタイマー	1組 1回	500
マイク	1本 1回	500	ストップウォッチ	1個 1回	100
音響	1式 1回	500	スポーツタイマー	1台 1回	500
放送設備	1式 1日	3,050	液晶式得点表示板(3連式)	1組 1回	1,520
長机	1脚 1回	50	ファウル表示器	1式 1回	500
補助椅子	1脚 1回	20	多目的審判台	1台 1回	100
フロアシート	1枚 1回	50	得点板	1台 1回	100
コインロッカー	1か所	50	卓球用得点板	1台 1回	50
ウレタンマット(厚)	1枚 1回	500	卓球フェンス	1枚 1回	30
アーチェリー器具	1式 1回	1,010	マット(短)	1枚 1回	0
レクリエーション器具	1式 1回	2,030	移動用畳	1枚 1回	0
バスケットボール用オフィシャル	1式 1回	500			

備考

- (1) 長机5脚まで、椅子20脚までは、利用料を徴収しない。
- (2) 長机・椅子の下に敷くフロアシートは、利用料を徴収しない。
- (3) この表において「1回」とは、午前(午前9時～正午)、午後(午後1時～午後5時)又は夜間(午後5時30分～午後9時)のそれぞれの区分をいう。ただし午後1(午後1時～午後3時)又は午後2(午後3時～午後5時)の利用についても、それぞれ「1回」とする。

体育館付属設備利用料金(セットで利用する場合)

(単位：円)

種類	単位	利用料金	内容
バスケット器具	練習用 1式 1回	500	ゴール1組、得点板1台
	試合用 1式 1回	1,010	ゴール1組、得点板1台、オフィシャル1式、ストップウォッチ2個
バレーボール器具	練習用 1式 1回	300	ボール・ネット1組、得点板1台
	試合用 1式 1回	500	ボール・ネット1組、得点板1台、線審旗1組、審判台1台、アンテナセット1組
バドミントン器具	練習用 1式 1回	100	ボール・ネット1組
	試合用 1式 1回	200	ボール・ネット1組、審判台1台、得点板1台、線審用椅子2台
卓球器具	練習用 1式 1回	100	卓球台、ネット1組、防球ネット4枚
	試合用 1式 1回	200	卓球台、ネット1組、防球ネット6枚、得点板1台
ソフトテニス器具	1式 1回	300	ボール・ネット1組、審判台1台
硬式テニス器具	1式 1回	500	ボール・ネット1組、審判台1台
ハンドボール器具	1式 1回	500	ゴール1組、得点板1台

備考 この表において「1回」とは、午前(午前9時～正午)、午後(午後1時～午後5時)又は夜間(午後5時30分～午後9時)のそれぞれの区分をいう。ただし午後1(午後1時～午後3時)又は午後2(午後3時～午後5時)の利用についても、それぞれ「1回」とする。

3 陶器スポーツ広場

陶器テニスコート利用料金

営業時間は、4月及び9月は8時から18時まで、5月～8月は8時から19時まで、10月～翌年3月は8時から17時までとする。

(単位：円)

種別	区分	8:00～9:00	9:00～11:00	11:00～13:00	13:00～15:00	15:00～17:00	17:00～18:00	17:00～19:00
		陶器テニスコート	1面	一般 610 生徒等 305	1,220 610	1,220 610	1,220 610	1,220 610

陶器テニスコート共用(個人)利用料金

(単位：円)

区分	利用料金
1人2時間	110

野球場利用料金

営業時間は、4月及び9月は8時から18時まで、5月～8月は8時から19時まで、10月～翌年3月は8時から17時までとする。

(単位：円)

種別	区分	8:00～	9:00～	11:00～	13:00～	15:00～	17:00～	17:00～	
		9:00	11:00	13:00	15:00	17:00	18:00	19:00	
陶器野球場	1面	一般	1,010	2,020	2,020	2,020	2,020	1,010	2,020
		生徒等	505	1,010	1,010	1,010	1,010	505	1,010

備考

- (1) 「生徒等」の区分は、次のいずれかに該当する場合に適用する。
  - ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものが専ら利用する場合
  - イ 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において利用する場合
  - ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において利用する場合
- (2) 利用料金の17:00～18:00の利用区分は4月及び9月における利用に限り適用する。
- (3) 許可を得て、開館時間を超過し、又は繰り上げて利用するときは、当該超過し、又は繰り上げて利用した時間1時間（30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき、当該利用料金の1時間相当額（10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。）を徴収する。

4 原池公園スケートボードパーク利用料金

スケートボードパーク専用（団体）利用料金

(単位：円)

種別	利用料金		
	～3時間	3時間～6時間	6時間～
原池公園スケートボードパーク	12,300	24,600	49,200

備考

- (1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日の利用料金は、当該利用区分に係る金額（以下この項において「基本料金」という。）に1.2を乗じて得た額とする。
- (2) アマチュアスポーツに利用する場合において、利用者が入場料を徴収するときは、基本料金（休日等に利用する場合にあっては、前号の額。次号及び第5号において同じ。）の2倍の額を徴収する。
- (3) アマチュアスポーツ以外のものに利用する場合において、利用者が入場料を徴収しないときは基本料金の7倍、利用者が入場料等を徴収するときは基本料金の15倍の額を徴収する。
- (4) 特別に電気その他を使用するときは、実費として指定管理者が算定する額を徴収する。
- (5) 許可を得て、開館時間を超過し、又は繰り上げて利用するときは、当該超過し、又は繰り上げて利用した時間1時間（30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき、基本料金（第1号から第3号までの規定を適用する場合にあっては当該各号に定める額とし、前号の規定を適用する場合にあっては同号に定める加算額を基本料金に加算した額とする。）の1時間相当額（10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。）を徴収する。

スケートボードパーク共用（個人）利用料金

(単位：円)

種別	区分	利用料金
		原池公園スケートボードパーク

備考

- 1 この表において「1回」とは、指定管理者が定める時間帯をいう。
- 2 この表において「小人」とは、5歳以上の小学校就学前の子ども並びに小学生及び中学生をいう。

5 原池公園野球場利用料金

野球場専用（団体）利用料金

(単位：円)

種別	区分	利用料金						
		9:00～	11:00	13:00	15:00	17:00	19:00	
		～11:00	～13:00	～15:00	～17:00	～19:00	～21:00	
グラウンド	1面	一般	17,200	17,200	17,200	17,200	17,200	17,200
		生徒等	8,600	8,600	8,600	8,600	8,600	8,600
屋内練習場	1室	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	
屋内ブルベン	1室	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	
	1/2室	700	700	700	700	700	700	
会議室	1室	800	800	800	800	800	800	
更衣室	1室	200	200	200	200	200	200	

備考

- (1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日の利用料金は、当該利用区分に係る金額（以下「基本料金」という。）に1. 2を乗じて得た額とする。
- (2) 利用者が入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収するときは、基本料金の2倍の額を徴収する。ただし、屋内練習場、屋内ブルペン、会議室及び更衣室は、この限りでない。
- (3) この表において「生徒等」の区分は次のいずれかに該当する場合に適用する。
  - ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものが専ら利用する場合
  - イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において利用する場合
  - ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において利用する場合
- (4) 特別に電気その他を利用するときは、実費として指定管理者が算定する額を徴収する。
- (5) 許可を得て、開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するとき、当該超過し、又は繰り上げて利用した時間1時間（30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき、基本料金（第1号又は第2号の規定を適用する場合にあっては当該各号に定める額とし、第4号の規定を適用する場合にあっては同号に定める加算額を基本料金に加算した額とする。）の1時間相当額（10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。）を徴収する。許可を得て、当該利用区分に係る時間を超過し、又は繰り上げて利用するときも、同様とする。

野球場付属設備等利用料金

(単位：円)

種類	単位		利用料金	補足
放送設備	1式	1時間	950	
スコアボード	1式	1時間	1,300	
照明	1式	1時間 全点灯	9,100	点灯時～消灯時（30分以上1時間未満は1時間とする。）
		1時間 6割点灯	5,450	
ピッチングマシン	1式	1時間	250	
貸ロッカー	1か所	1日	500	

備考

- (1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日の利用料金は、基本料金に1. 2を乗じて得た額とする。
- (2) この表において、「1日」とは、午前9時から翌日午前9時までとする。

6 その他利用料金

(単位：円)

種別	単位	金額
露店営業その他これに類する目的とする利用（キッチンカー、屋台等）	利用面積1平方メートルにつき1日	100
広告宣伝又は放送の目的とする利用（フェンス等へのバナー掲示、ラジオ収録等）	利用面積1平方メートルにつき1日（園地部分）	410
	利用面積1平方メートルにつき1日（スポーツ施設部分）	0
業として撮影の目的とする利用（テレビロケ、写真撮影、婚礼写真等）	1回（2時間以内）につき	7,800
競技会、集会その他これらに類する目的とする利用（集会、テント等）	利用面積10平方メートルにつき1日	23
その他の利用		23



堺市公告第189号

堺市立美原総合スポーツセンター条例（平成20年条例第45号）第19条第2項及び第20条第1項第2号の規定に基づき、令和8年4月1日からの堺市立美原総合スポーツセンターの開場時間、休場日及び利用料金を指定管理者が定めたので、同条例第19条第3項（同条例第20条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公告する。

令和8年3月27日

堺市長 永藤英機

1-1 屋内施設

名称	開場時間	休場日
プール	平日：午前9時から午後11時まで 土・日・祝日：午前9時から午後9時まで	毎週木曜日及び12月29日から翌年1月4日までの日 ※ただし、プールについては、一部の木曜日を館の都合により開館する場合がある。 プールの全換水作業により年1回
トレーニング室		
スタジオ		

1-2 屋外施設

名称	開場時間	休場日
テニスコート	平日：午前8時から午後11時まで 土・日・祝日：午前8時から午後9時まで	12月29日から翌年1月4日までの日
多目的グラウンド		

2-1 屋内施設共用（個人）利用料金（都度利用）

（単位：円）

区分		利用料金（税込）				
		一般	高齢者	高校生	中学生以下	障がい者
プール（プログラムレッスンを除く。）	1人 1回	610	400	300	300	300

トレーニング室（プログラムレッスンを除く。）	1,020	610	510	—	510
プール、トレーニング室及びプログラムレッスン	2,150	1,430	1,080	—	1,080

備考

(1) この表において「高齢者」、「高校生」、「中学生」及び「障がい者」とは、次のとおりとする（以下の表において同じ。）。

ア 「高齢者」とは、70歳以上の者をいう。

イ 「高校生」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

ウ 「中学生」とは、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

エ 「障がい者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- ・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者
- ・療育手帳制度について（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく都道府県等の規程により療育手帳の交付を受けている者
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- ・難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項の規定に基づく医療受給者証の交付を受けている者
- ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第7項の規定に基づく医療受給者証の交付を受けている者
- ・特定疾患治療研究事業について（昭和48年4月17日付け衛発第242号公衆衛生局長通知）に基づく都道府県等の規定により特定疾患医療受給者証の交付を受けている者
- ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第2条の規定に基づく被爆者健康手帳の交付を受けている者

(2) この表において「プログラムレッスン」とは、プール、トレーニング室又はスタジオにおいて実施されるレッスンの受講に係る使用をいう（以下の表において同じ。）。

2-2 屋内施設共用（個人）利用料金（月額利用）

（単位：円）

区分		利用料金（税込）		備考
		市内在住者	市外在住者	
プール及びトレーニング室（プログラムレッスンを除く。）	1人1月	6,300	7,300	開館時間中、プール及びトレーニング室が利用可能
プール、トレーニング室及びプログラムレッスン	一般（レギュラー）	7,200	8,700	開館時間中、プール、トレーニング室の利用及びプログラムレッスンに参加可能
	一般（U25割）	5,100	6,100	開館時間中、プール、トレーニング室の利用及びプログラムレッスンに参加可能
	一般（デイ）	6,100	7,300	月～金曜日（休館日を除く。）の開館から午後5時まで、プール、トレーニング室の利用及びプログラムレッスンに参加可能
	一般（ナイト）	5,100	6,100	月～金曜日（休館日を除く。）の午後8時から閉館まで、プール、トレーニング室の利用及びプログラムレッスンに参加可能
	高齢者（シニア）	5,100	6,100	開館時間中、プール、トレーニング室の利用及びプログラムレッスンに参加可能
	障がい者	3,600	4,350	開館時間中、プール、トレーニング室の利用及びプログラムレッスンに参加可能

備考

- (1) この表において「U25割」とは、25歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に適用する。
- (2) この表において「市内在住者」の区分は、堺市在住、在勤又は在学の者に適用する。また「市外在住者」の区分は、「市内在住者」以外の者に適用する。

2-3 屋内施設専用（団体）利用料金

（単位：円）

区分		利用料金（税込）			
		一般	高齢者	生徒等	障がい者
スタジオA	1室1時間	510	300	250	250
スタジオB	1室1時間	300	200	150	150

備考

- (1) この表において「高齢者」の区分は、利用する団体の構成員の過半数が堺市在住の70歳以上の者である場合に適用する。
- (2) この表において「生徒等」の区分は、次のいずれかに該当する場合に適用する。以下の表において同じ。
  - ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が専ら使用する場合
  - イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合
  - ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において使用する場合
- (3) この表において「障がい者」の区分は、利用する団体の構成員の過半数が次のいずれかに該当する場合に適用する。
  - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者
  - イ 療育手帳制度について（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく都道府県等の規程により療育手帳の交付を受けている者
  - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
  - エ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項の規定に基づく医療受給者証の交付を受けている者
  - オ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第7項の規定に基づく医療受給者証の交付を受けている者
  - カ 特定疾患治療研究事業について（昭和48年4月17日付け衛発第242号公衆衛生局長通知）に基づく都道府県等の規定により特定疾患医療受給者証の交付を受けている者
  - キ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第2条の規定に基づく被爆者健康手帳の交付を受けている者
- (4) 許可を得て、開場時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき当該使用区分に係る金額を徴収する。

2-4 屋外施設専用（団体）利用料金

(単位：円)

区分			利用料金（税込）							
			8：00 ～ 9：00	9：00 ～ 11：00	11：00 ～ 13：00	13：00 ～ 15：00	15：00 ～ 17：00	17：00 ～ 19：00	19：00 ～ 21：00	21：00 ～ 23：00
テニスコート	1面	一般	610	1,220	1,220	1,220	1,220	1,220	1,220	1,220
		生徒等	305	610	610	610	610	610	610	610
多目的グラウンド	全面	一般	1,220	2,440	2,440	2,440	2,440	2,440	2,440	2,440
		生徒等	610	1,220	1,220	1,220	1,220	1,220	1,220	1,220

備考 許可を得て、開場時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき当該使用区分に係る金額の1時間相当額を徴収する。

2-5 附属設備の利用料金

(単位：円)

区分		単位	利用料金（税込）
照明設備	テニスコート	1面・1時間	150
	多目的グラウンド	全面・1時間	3,050

(単位：円)

施設	車両の種類	単位	利用時間	利用料金（税込）
駐車場	乗用車 軽自動車 小型貨物車 マイクロバス	1台1回（1日当たり）	3時間まで	0
			3時間を超え4時間まで	400
			4時間を超え5時間まで	500

		5時間を超え閉場 まで	600
--	--	----------------	-----

## 堺市公告第190号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局産業戦略部地域産業課及び市政情報センターにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局産業戦略部地域産業課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和8年3月27日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ堺遠里小野店  
堺市堺区遠里小野町一丁25番2 ほか

## 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

トモエ地所株式会社  
代表取締役 西井 孝志郎  
大阪府守口市南寺方東通五丁目26番16号

## 3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## 4 変更年月日

令和7年6月19日

## 5 届出年月日

令和8年2月26日

~~~~~

## 堺市公告第191号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局産業戦略部地域産業課及び北区役所企画総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局産業戦略部地域産業課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和8年3月27日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ堺中央環状店

堺市北区黒土町2253番1 ほか

## 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社関西ケーズデンキ

代表取締役 細川 裕一郎

茨城県水戸市城南二丁目7番5号

## 3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名 称 株式会社関西ケーズデンキ

代表者 代表取締役 杉本 正彦

所在地 茨城県水戸市城南二丁目7番5号

(変更後) 名 称 株式会社関西ケーズデンキ  
代表者 代表取締役 細川 裕一郎  
所在地 茨城県水戸市城南二丁目7番5号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

4 変更年月日  
令和7年6月19日

5 届出年月日  
令和8年2月26日

堺市公告第192号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局産業戦略部地域産業課及び美原区役所企画総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局産業戦略部地域産業課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和8年3月27日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ケーズデンキ美原店  
堺市美原区黒山710番1 ほか
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
株式会社関西ケーズデンキ

代表取締役 細川 裕一郎  
茨城県水戸市城南二丁目7番5号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名 称 株式会社関西ケーズデンキ  
代表者 代表取締役 杉本 正彦  
所在地 茨城県水戸市城南二丁目7番5号

(変更後) 名 称 株式会社関西ケーズデンキ  
代表者 代表取締役 細川 裕一郎  
所在地 茨城県水戸市城南二丁目7番5号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

4 変更年月日

令和7年6月19日

5 届出年月日

令和8年2月26日

~~~~~  
堺市公告第193号

堺市立農業公園条例（平成12年条例第21号）第23条第2項の規定に基づき、堺市立農業公園「加工体験施設」グルメ体験教室の利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年3月27日

堺市長 永 藤 英 機

堺市立農業公園「加工体験施設」グルメ体験教室令和8年度第1四半期の利用料金

メニュー	料金	期間
1 簡単パン&バター作り	1,400円	4月～6月
2 にゃんこピザ作り	1,500円	4月・5月
3 いちご収穫体験&いちごパフェ作り	2,100円	4月・5月
4 うさぎソーセージロール作り	1,400円	4月・5月
5 いちご収穫体験&いちごパンケーキ	2,000円	4月
6 メロンパン作り (かめVer)	1,400円	4月
7 いちご収穫体験&いちごパイ	2,000円	5月
8 メロンパン作り	1,400円	5月
9 ミルクアイス作り	1,000円	5月
10 わんこピザ作り	1,500円	6月
11 ソーセージロール作り	1,400円	6月
12 フルーツポンチ作り	1,400円	6月
13 カレーパン作り	1,400円	6月
14 うどん作り	1,700円	6月

堺市公告第194号

堺市立農業公園条例（平成12年条例第21号）第23条第2項の規定に基づき、堺市立農業公園の入園料（総合交流ゾーンに係るものを除く。）及び施設利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年3月27日

堺市長 永藤英機

1 入園料（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）

(1) 通常料金

区分		単位	金額 (円)	
個人	大人 (中学生以上)	1人1回	650	
	小人 (4歳以上)		400	
団体 (15人以上)	大人 (中学生以上)	1人1回	500	
	小人 (4歳以上)		300	
	ツアー団体 (立ち寄り)		150	
学生団体 (学校行事に限る。)	堺市内の場合	1人1回	大学生・専門学生	350
			中学生・高校生	250
			4歳以上小学生まで	150
			付添大人 (中学生以上)	450
			付添小人 (4歳以上)	250
	堺市外の場合	1人1回	大学生・専門学生	400
			中学生・高校生	300
			4歳以上小学生まで	200
			付添大人 (中学生以上)	500
			付添小人 (4歳以上)	300
障害者 (付添1人まで同額料金)	大人 (中学生以上)	1人1回	325	
	小人 (4歳以上)		200	
ペット	犬	1頭	300	
年間パスポート券	大人 (中学生以上)	1人1年間	1,300	
	小人 (4歳以上)		800	

(2) 夜間料金

区分		単位	金額 (円)
個人 団体	大人 (中学生以上)	1人1回	300
	小人 (4歳以上)		200

障害者 (付添1人まで同額料金)	大人(中学生以上)		150
	小人(4歳以上)		100
ペット	犬	1頭	300

※ 夜間料金は、午後5時以降の入園に適用する。

2 特産品加工工房施設使用料

施設名	午前		午後	夜間	全日
	6時から8時まで	9時から12時まで	1時から5時まで	午後6時から午後9時まで	午前6時から午後9時まで
特産品加工工房	500円	750円	1,000円	750円	3,000円

3 総合交流ターミナル施設使用料

施設名	午前	午後	夜間	全日
	9時から12時まで	1時から5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
交流室	600円	800円	600円	2,000円
研修室	600円	800円	600円	2,000円
情報発信室	1,500円	2,000円	1,500円	5,000円

堺市公告第195号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年3月27日

堺市長 永藤英機

1 開発区域

堺市東区西野480番8、480番11及び480番9の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区梅田三丁目3番5号

大和ハウス工業株式会社

支配人 浦川 竜哉

~~~~~

堺市公告第196号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年3月27日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市中区陶器北703番1から703番4まで、703番6から703番8まで及び703番10から703番20まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府岸和田市土生町五丁目2番12号

泉州ホーム株式会社

代表取締役 新川 泰正

~~~~~

堺市公告第197号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年3月27日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域  
堺市西区津久野町三丁773番1及び773番7から773番9まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府堺市堺区南花田口町二丁2番15号  
大阪いずみ市民生活協同組合  
代表理事 久保 幸雄

~~~~~

堺市公告第198号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年3月27日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域  
堺市美原区小平尾417番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府松原市岡三丁目12番18号  
株式会社且鉄筋工業所  
代表取締役 且 竜一

~~~~~

堺市公告第199号

堺市公園条例（昭和35年条例第18号）第31条第2項及び第32条第1項第2号の規定に基づき、堺市大仙公園日本庭園の利用料金並びに開園時間及び休園日を指定管理者が定めたので、同条例第31条第3項（同条例第32条第2項において準用する場合を含

む。)の規定により、次のとおり公告する。

令和8年3月27日

堺市長 永 藤 英 機

1 利用料金

(1) 入園料

区分	大人	小人(中学生を含む。)
1人1回	200円	100円

(2) 年間入園料

区分	大人	小人(中学生を含む。)
1人1年	1,000円	500円

(3) 和室使用料

9:30~12:00	13:00~16:30	9:30~16:30
7,800円	10,400円	20,800円

(4) その他使用料

露店営業その他これに類する目的とする使用	使用面積1平方メートルにつき1日	90円
広告宣伝又は放送の目的とする使用		350円
業として撮影の目的とする使用	1回(2時間以内)につき	7,700円
競技会、集会その他これらに類する目的とする使用	使用面積10平方メートルにつき1日	20円
その他の使用		20円

2 開園時間及び休園日

(1) 開園時間

9:00~17:00(入園は、16:30まで)

イベント開催時 朝活 7:00~9:00

夜間特別開園 17:00~21:00(入園は、20:30まで)

(2) 休園日

月曜日(月曜日が祝日の場合は、翌平日)

年末年始 12月29日から翌年の1月3日まで

※休園日及び開園時間外に、和室又は庭園の使用を受け入れる場合がある。

堺市公告第200号

南部大阪都市計画公園事業の事業計画の変更について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、大阪府知事による認可告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

また、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定に基づき、大阪府知事から送付を受けた同事業の事業計画の認可に伴う図書の写しを公衆の縦覧に供するので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第49条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年3月27日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
南部大阪都市計画公園事業  
4・4・201-16号 泉ヶ丘公園
- 2 施行者の名称及び事務所の所在地  
名 称 堺市  
所在地 堺市堺区南瓦町3番1号
- 3 事業施工期間  
令和2年1月23日から令和11年3月31日まで
- 4 事業地  
4・4・201-16号 泉ヶ丘公園
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分

なし

5 縦覧場所

建設局公園緑地部公園緑地整備課（市役所高層館17階）

所在地 堺市堺区南瓦町3番1号

連絡先 072-228-7424

6 縦覧期間

令和8年4月1日から事業施行期間の終了の日まで

（午前9時から午後5時30分まで）

## 上下水道局管理規程

堺市上下水道局公印規程の一部を改正する規程を公布する。

令和8年3月27日

堺市上下水道事業管理者 森 功 一

堺市上下水道局管理規程第1号

### 堺市上下水道局公印規程の一部を改正する規程

堺市上下水道局公印規程（平成5年水道局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

別表専用公印の表給排水設備課事務用堺市上下水道事業管理者印の項使用区分の欄中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同欄第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号から第11号までを2号ずつ繰り上げる。

#### 附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

~~~~~

堺市上下水道局行政手続施行規程を公布する。

令和8年3月27日

堺市上下水道事業管理者 森 功 一

堺市上下水道局管理規程第2号

### 堺市上下水道局行政手続施行規程

堺市上下水道局聴聞及び弁明の機会の付与に関する規程（平成6年水道局管理規程第8号）の全部を改正する。

上下水道局における堺市行政手続条例（平成8年条例第17号。以下「条例」という。）の施行並びに行政手続法（平成5年法律第88号）及び条例の定めるところにより行う聴聞及び弁明の機会の付与の手続については、市長事務部局の例による。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

## 教育委員会規則

堺市立学校職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月27日

堺市教育委員会

教育長 関 百 合 子

堺市教育委員会規則第3号

### 堺市立学校職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則

堺市立学校職員安全衛生管理規則（平成19年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第42条」を「第43条」に改める。

第42条を第43条とし、第41条の次に次の1条を加える。

（特別支援学校の特例）

第42条 特別支援学校に係る第3条第1項、第6条第2項、第7条第1項、第8条、第

9条第1項、第10条第1項及び第2項、第14条第1項及び第2項、第22条第1項、第23条並びに第40条の適用については、特別支援学校及び当該特別支援学校分校は、それぞれ一の学校とみなす。

2 准校長の職が置かれている特別支援学校にあつては、第6条第1項の規定にかかわらず、当該特別支援学校分校に置く衛生管理責任者は、同校の准校長の職にある者をもって充てる。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

堺市教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月27日

堺市教育委員会

教育長 関 百 合 子

堺市教育委員会規則第4号

堺市教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

堺市教職員の人事評価に関する規則（平成29年教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1号の項中「校長」の次に「及び准校長」を加え、同表第2号の項1次評価者の欄中「校長」の次に「又は准校長」を加え、同表第3号の項最終評価者の欄中「校長」の次に「又は准校長」を加え、同表の備考中「に校長」の次に「又は准校長」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

堺市奨学金に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月27日

堺市教育委員会

教育長 関 百 合 子

堺市教育委員会規則第5号

堺市奨学金に関する規則の一部を改正する規則

堺市奨学金に関する規則（平成27年教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

（次のよう 別記）

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

堺市奨学金交付申請書（高校生用）

|  |
|--|
|  |
|--|

堺市教育委員会教育長 殿

申請日 年 月 日

堺市奨学金に関する規則第5条の規定により、年度の堺市奨学金の交付について、次のとおり申請します。  
 なお、申請に当たり、以下の事項について確認を行うことに同意します。この同意については、世帯員全員の承諾を得ています。また、親権者が別世帯の場合、当該親権者の承諾を得ています。

【同意事項】

- 申請者の属する世帯の世帯員全員及び別世帯の親権者に係る次の事項について確認を行うこと。  
 ①住民基本台帳 ②生活保護の受給状況 ③里親の認定状況 ④身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の等級並びに療育手帳の区分
  - 堺市奨学金に関する規則第2条第5号に規定する保護者等に係る次の事項について確認を行うこと。  
 ①市民税・府民税の課税台帳
  - 堺市奨学金の決定及び交付に必要な事項について、在籍学校並びに堺市及び他の市区町村の関係機関に照会又は通知を行うこと。
- また、交付に当たり、口座振替の方法による支払をお願いします。

※申請者欄は高校生等本人の氏名・カナ・生年月日を記入してください。

|                                                                      |                                            |         |  |  |  |          |                          |                              |                     |    |      |  |
|----------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|---------|--|--|--|----------|--------------------------|------------------------------|---------------------|----|------|--|
| 申請者<br>(生徒)                                                          | 住所                                         |         |  |  |  |          |                          |                              |                     |    |      |  |
|                                                                      | フリガナ                                       | 生年月日    |  |  |  |          |                          |                              |                     |    |      |  |
|                                                                      | 氏名                                         | 年 月 日   |  |  |  |          |                          |                              |                     |    |      |  |
| <small>(申請者が自署しない場合は、記名押印をしてください。)</small>                           |                                            |         |  |  |  |          |                          |                              |                     |    |      |  |
| 保護者<br>氏名                                                            |                                            |         |  |  |  | 電話<br>番号 | 〔自宅・( ) 携帯・FAX・その他 ( ) 〕 |                              |                     |    |      |  |
|                                                                      | <small>(保護者が自署しない場合は、記名押印をしてください。)</small> |         |  |  |  |          |                          |                              |                     |    |      |  |
| 振<br>込<br>先                                                          | 金融<br>機関名                                  |         |  |  |  |          | 本・<br>支店名                | 本 店<br>支 店<br>(支 所)<br>(出張所) |                     |    |      |  |
|                                                                      | 口座番号<br>(右づめ)                              | 普通      |  |  |  |          |                          | 口座名義<br>(カタカナ)               | ※申請者本人名義の口座としてください。 |    |      |  |
| 学<br>校<br>名                                                          | 学 校                                        |         |  |  |  |          |                          |                              |                     |    | 学 年  |  |
|                                                                      |                                            |         |  |  |  |          |                          |                              |                     |    | 第 学年 |  |
| 申請者の状況                                                               |                                            |         |  |  |  |          |                          |                              |                     |    |      |  |
| (該当する番号を○で<br>囲んでください。)                                              |                                            |         |  |  |  |          |                          |                              |                     |    |      |  |
| (住<br>民<br>申<br>請<br>者<br>等<br>を<br>基<br>礎<br>と<br>し<br>ま<br>す<br>。) | フリガナ                                       |         |  |  |  |          |                          |                              |                     |    | 続柄   |  |
|                                                                      | 氏 名                                        |         |  |  |  |          |                          |                              |                     |    |      |  |
|                                                                      | 親<br>権<br>者                                | 生 年 月 日 |  |  |  |          |                          |                              |                     |    |      |  |
|                                                                      |                                            | 年 月 日   |  |  |  |          |                          |                              |                     |    |      |  |
|                                                                      | 年 月 日                                      |         |  |  |  |          |                          |                              |                     |    | 続柄   |  |
|                                                                      | 年 月 日                                      |         |  |  |  |          |                          |                              |                     |    |      |  |
|                                                                      | 年 月 日                                      |         |  |  |  |          |                          |                              |                     |    | 続柄   |  |
|                                                                      | 年 月 日                                      |         |  |  |  |          |                          |                              |                     |    |      |  |
| 年 月 日                                                                |                                            |         |  |  |  |          |                          |                              |                     | 続柄 |      |  |
| 年 月 日                                                                |                                            |         |  |  |  |          |                          |                              |                     |    |      |  |
| 特 記 事 項                                                              |                                            |         |  |  |  |          |                          |                              |                     |    |      |  |

様式第2号 (第5条関係)

|  |
|--|
|  |
|--|

### 堺市奨学金交付申請書 (大学生用)

堺市教育委員会教育長 殿

申請日 年 月 日

堺市奨学金に関する規則第5条の規定により、 年度の堺市奨学金の交付について、次のとおり申請します。

なお、申請に当たり、以下の事項について同意します。この同意については、生計維持者の承諾を得ています。

- 1 申請者又は生計維持者に係る住民基本台帳について確認を行うこと。
  - 2 申請者に係る独立行政法人日本学生支援機構が実施する学資支給金の受給状況について照会を行うこと。
  - 3 堺市奨学金の決定及び交付に必要な事項について、在籍学校並びに堺市及び他の市区町村の関係機関に照会又は通知を行うこと。
- また、交付に当たり、口座振替の方法による支払をお願いします。

|                    |               |                                                                                           |   |         |                           |                   |                   |  |          |    |  |   |   |
|--------------------|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|---|---------|---------------------------|-------------------|-------------------|--|----------|----|--|---|---|
| 申請者                | 住所            | (〒 - )                                                                                    |   |         |                           |                   |                   |  |          |    |  |   |   |
|                    | フリガナ          |                                                                                           |   |         |                           |                   |                   |  |          |    |  |   |   |
|                    | 氏名            | 4月末日から申請日までの期間<br>継続して堺市に住民票がありましたか？                                                      |   |         |                           |                   |                   |  |          |    |  |   |   |
|                    |               | <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない<br>→ないに該当する場合は、「生計維持者」欄を記入してください。 |   |         |                           |                   |                   |  |          |    |  |   |   |
|                    | 生年月日          | 年                                                                                         | 月 | 日 (満 歳) | 電話<br>番号                  | 自宅・携帯・FAX・その他 ( ) |                   |  |          |    |  | - | - |
| 日本学生支援機構<br>の奨学生番号 |               |                                                                                           |   |         |                           |                   |                   |  |          |    |  |   |   |
| 在籍校                | 学区            |                                                                                           |   |         |                           |                   |                   |  |          | 学年 |  |   |   |
|                    | 学校名           |                                                                                           |   |         | 学部<br>学科<br>コース           |                   |                   |  |          |    |  |   |   |
| 振込先                | 金融機関名         |                                                                                           |   |         | 銀行<br>信用金庫<br>信用組合<br>農協  | 金融<br>機関番号        |                   |  |          |    |  |   |   |
|                    | 本・支店名         |                                                                                           |   |         | 本店<br>支店<br>(支所)<br>(出張所) | 支店<br>番号          |                   |  | 預金<br>種別 |    |  |   |   |
|                    | 口座番号<br>(右づめ) |                                                                                           |   |         |                           | 口座<br>名義          | ※申請者名義の口座としてください。 |  |          |    |  |   |   |
| 生計維持者              | 住所            | (〒 - )                                                                                    |   |         |                           |                   |                   |  |          |    |  |   |   |
|                    | フリガナ          |                                                                                           |   |         |                           |                   |                   |  |          |    |  |   |   |
|                    | 氏名            | 4月末日から申請日までの期間<br>継続して堺市に住民票がありましたか？                                                      |   |         |                           |                   |                   |  |          |    |  |   |   |
|                    |               | <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない                                   |   |         |                           |                   |                   |  |          |    |  |   |   |
| 生年月日               | 年             | 月                                                                                         | 日 |         |                           |                   |                   |  |          |    |  |   |   |

|      |
|------|
| 特記事項 |
|------|

~~~~~

堺市学校給食管理運営規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月27日

堺市教育委員会

教育長 関 百 合 子

堺市教育委員会規則第6号

#### 堺市学校給食管理運営規則の一部を改正する規則

堺市学校給食管理運営規則（平成8年教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「校長」の次に「（准校長を含む。以下同じ。）」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

### 選挙管理委員会規程

堺市選挙関係事務執行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和8年3月27日

堺市選挙管理委員会

委員長 大 毛 十一郎

堺市選挙管理委員会規程第1号

#### 堺市選挙関係事務執行規程の一部を改正する規程

堺市選挙関係事務執行規程（平成20年選挙管理委員会規程第4号）の一部を次のように改正する。

第50条第1項第1号カ中「500円」を「1,000円」に改め、同号カを同号キとし、同号オ中「1,000円」を「1,500円」に、「3,000円」を「4,500

円」に改め、同号オを同号カとし、同号エ中「12,000円」を「23,000円」に改め、同号エを同号オとし、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

第50条第1項第3号ア中「船賃」の次に「、航空賃」を加え、「、イ及びウ」を「からエまで」に改め、同号イ中「10,000円」を「20,000円」に改め、同条第2項中「10,000円」を「15,000円」に、「15,000円」を「20,000円」に改める。

様式第16号中

「  
表示欄  
堺市 何選挙  
」  
を  
「  
表示欄記載事項  
堺市 何選挙  
」  
に

改め、同様式の備考4中「右の事項」を「表示欄記載事項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規程による改正後の堺市選挙関係事務執行規程の規定は、この規程の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この規程の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。